

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害児・者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する役割を担っています。この地域ケアプラザの管理運営に関わることは、社会福祉法人秀峰会（以下、「当法人」）の理念である「地域社会との交流を通じて、あらゆる人が支え合って共に生きる地域連帯の実現」のためにも重要であると考えています。

【地域包括ケアシステム】

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の生活機能の維持、向上及び地域活動の参加促進を目的に、自らの意思に基づく自分らしい生活を実現する為の手段として介護予防事業を含めた地域包括ケアシステムの構築という重要な役割を果たせるよう努めます。

多職種協働による支援活動は、地域のサービス提供事業所と、その他の福祉サービス以外の活動をする事業者等も加えて地域包括ネットワークを構築し地域包括ケアシステムを推進します。地域の中で個別に選定したケースで個別地域ケア会議を開催し個別支援に対する充実を図るとともに、そこから地域全体での課題抽出を行い、地域住民や医療機関、サービス事業所等と連携して課題解決を進められる環境を整備します。

これを踏まえ地域ケア会議は個別レベル、包括レベル地域ケア会議を年間6回以上開催し、地域支援に関わる医療、施設、サービス事業所、企業等が地域支援の連携の輪に入るよう図りながら実施します。

特に包括レベル地域ケア会議では、地域の介護サービス事業所にも参加を依頼し、地域の自治会町内会や福祉保健関係者との橋渡しを行うとともに、様々な立場の人が関わる事により、広い視点で地域課題の把握・検討を行います。

地域ケア会議を積み重ねる事で地域課題が明確になっていきます。課題を正確に把握できれば困難な個別ケースの早期解決につながり、問題の長期化を予防する事になります。

地域でその人らしい生活の継続の実現に向けて笹野台地域ケアプラザでは、定期的を開催する地域ケア会議から得た地域の課題・ニーズを集約し、自主事業・ボランティア事業に繋げられるよう努めます。

【重点取り組み課題】

地域ケアプラザは地域福祉・保健活動の拠点として、地域ニーズ・地域課題の発掘とこれを踏まえた事業展開・情報発信などを継続的に行い、地域・関係機関と連携した取り組みにつなげ、地域福祉保健活動の円滑な推進に貢献します。

貸館利用については、利用団体の登録を広報誌等で呼びかけるとともに、地域のニーズを把握しながら自主事業を開催し、参加者自立の展開を促し、登録団体として活動できるよう自立化を支援します。

高齢者支援、子育て支援、障害児・者支援を地域支援の三本柱とし、それぞれ偏ることなく事業展開することで、地域支援の幅を広げ、地域の諸団体等と連携を進めるとともに各支援活動の中から新たな地域福祉の担い手発掘とその育成に努めます。

福祉・保健の総合相談窓口として役割を果たし、地域住民の視点に立った身近な存在として、気軽に相談できる地域ケアプラザを目指します。

【高齢者支援】

高齢者支援における地域ケアプラザの4つの役割を果たします。高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター、地域活動交流の各部門が持つ情報と専門分野の知識を活かして、地域における支えあい体制の確立と支援者が必要としている支援を得られる為の情報収集を行います。地域内全域で支え合い活動が行われるよう連合自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の地域活動団体と連携協力し活動を地域全体に広がります。

～つながる～ 【無料の相談窓口】	～ひろめる～ 【介護予防】
～つなげる～ 【地域ネットワーク】	～まもる～ 【高齢者の権利擁護】

高齢者支援における
地域ケアプラザの4つの役割

高齢者の介護予防・認知症予防・生きがいつくりにより身近な地域で取り組める事業展開を進めます。施設内事業としては、「GoGo 健康」「地域グループ育成支援」「認知症予防講座」「歩きながら筋トレ」「理学療法士の先生による健康チェック」（介護予防支援事業）、「倶楽部」（高齢者支援事業）、「シニアヨガ」「脳と体のトレーニング体操」「脳育体操」「笹野台歌声喫茶ひろば」「ウォーキングの会」（地域交流）、「第3月曜クラブ」「お茶べり会」（笹野台地区福祉協議会共催）等の活動を継続していきます。また、ケアプラザの事業には遠くてなかなか参加できないという地域に出向き、出前講座に取り組みます。介護予防講座、認知症サポーター養成講座等地域のニーズを把握して、事業計画を立案し取り組んでいきます。

かがやきクラブや地域サロンとの連携・後方支援、「みな元気 旭!」「元気づくりステーション」など住民主体の通いの場への支援を実施し、地域の居場所づくりの活性化を進めます。

介護者支援も高齢者の権利擁護につながる重要な支援と考え、「介護者のつどい」の定期的な開催、居宅介護支援事業所と連携した介護者支援、介護者への情報提供に努めます。支援にあたっては、エリア内の小規模多機能事業所、グループホーム等と協働した取り組みを継

続します。

【子育て支援】

乳幼児養育者の相談・交流の場として、こども家庭支援課、旭区子育て支援拠点に場所の提供をしています。子育て支援者会場の責任者、子育て支援拠点相談員から養育者のニーズを把握、適切に理解し、相談や資源の情報提供につなげています。子育て支援拠点との共催事業（出張ひろば、公園あそび）、地区社会福祉協議会主催事業（子育てサロン）、エリアの保育園、放課後キッズクラブ、げんきキッズ放課後児童クラブとの連携と情報共有に努めます。

小学校の福祉教育を実施し、取り組みの一つとして、高齢者食事会である笹野台昼食会で小学生と高齢者が交流する機会を持ち、今後も小学校との連携を継続します。

また、中学校の職業体験の受け入れを行い、当ケアプラザとの関係性を構築する取り組みを行っています。

未就園児から学生まで、子育てに関する情報を収集し、ホームページや広報誌等を通じて引き続き地域へ情報を提供します。

更に就園前から小学生までの子ども分野の自主事業企画は、子育て中の親も対象に入れることで事業対象者の幅は広く、それぞれの立場に合わせた企画が必要となります。事業参加者への利用者アンケートの結果をそれぞれの対象別に集計し、利用者が求めている内容の講座や事業を行うよう取り組みます。

具体的には、「親子英語」「ヒップホップダンス」等、親子の触れ合い、同時に子育て世代の交流、ジュニアボランティアの「高齢者疑似体験」「特別養護老人ホーム」施設見学・さんまを炭火で焼いて食べる会での施設入居者と交流など活動の場の提供と福祉活動の協力等、引き続き支援しながら、地域ケアプラザの周知に努めて参ります。

子供たちの居場所づくりである、地域食堂「カレーハウス笹野台」は子育て世代から部活帰りの中学生、地域の単身世帯者など多世代交流として実施しています。地域のこと、進路のことなど、参加するすべての人たちの様々な情報共有と交流の場になっています。



カレーハウス笹野台（のぼり）



飛沫防止のパーティション設置

【障害児・者支援】

障害児・者、子育て支援等の情報や社会資源の把握に努め、障害児・者の相談機関や行政

等の関係機関と連携し、適切な支援につなげられるよう窓口だけでなく、自主事業や自治会・町内会の会議等地域における様々な場面での相談及び情報提供を行い、気軽に相談いただける環境と関係づくりに努めます。

障害児・者が安心して暮らせる地域づくりの一環として、地域が障害児・者に対してどのような支援ができるのか、また、どんな事に困り、どのような支援を求めているのか等を抽出し、具体的な支援を考えます。

地域住民の障害への理解を深めるための周知活動の一環として、毎年、障害の理解講座を、連合自治会、地区社会福祉協議会との共催事業として開催し、福祉保健計画地区別計画の推進をしていきます。また、関係機関（よこはま西部ユースプラザ）と連携し、自主事業のサポートを通じた高齢者との交流、広報誌折・封入作業、当事者の社会体験の支援をします。近隣にある作業所「くるみの森」のパン・お菓子販売を、毎月当ケアプラザで実施し、来館者から喜ばれています。障害児・者が地域の方々と触れ合える機会となっています。

また、地域からの相談や意見交換会等を適宜展開しながら、障害児・者支援活動に関する情報発信と活動支援を行います。地域における障害児・者支援活動は、当事者だけでなく、地域における全ての方々が相互に支え合えるよう支援活動に努めます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

笹野台地域ケアプラザ地区はかつて谷に水田、丘に畑や山林が広がる地域でした。現在は住宅地となりましたが谷と丘が残っていて起伏の激しい地域です。この地域は、昭和30年頃から三ツ境駅北側に鉄道会社等によって開発が始まった新興住宅地で、各地から転居してきた方が多く居住されています。

現在の地区内は戸建住宅が中心に町が広がり、開発が始まって半世紀以上住民の協力と努力で発展を続けています。

笹野台地域ケアプラザ地区の総人口は12,710人、高齢者人口3,845人、高齢化率30.25%（令和2年3月時点）となっており、旭区高齢化率29.12%より高い地区です。平成29年データと比べると高齢化率も介護保険認定率も上昇しており、特に公営住宅に暮らす方々の高齢化や独居高齢者の増加が進んでいます。旭区全体では世帯数は増えている一方、世帯数人数は減少していて、高齢者のみの世帯や、独居高齢者世帯は地区内で1,000世帯を超えています。

笹野台地域ケアプラザエリアは、笹野台地区連合自治会・二俣川ニュータウン連合町内会・川井地区町内会自治会連合会の3自治会があります。地域活動は、各連合自治会町内会、地区社会福祉協議会などが中心に行っています。笹野台地区では1月の「どんと焼き」「新年賀詞交歓会」から始まり、「夏祭り・盆踊り大会」「体育祭」「敬老会」ケアプラザでの「交流会」、二俣川ニュータウン地区では「ニュータウン福祉祭り」、川井地区では「菜の花祭り」「下川井町内会お祭り」、さまざまな住民活動が高齢化が進む中でも活発に展開されています。どの地域も開発から半世紀が経過し地域を支えているボランティアなどの担い手は高齢化して

きています。昔からの近所付き合いも色々な事情で途絶えたり、自治会未加入の世帯や、かがやきクラブ（老人会）未加入者の増加により交流の機会が減り、近隣住民把握が難しくなっている事が課題です。加えて、階段や坂が多く起伏が激しい地域であるため、距離は近くても買い物に苦慮している方が多いことが課題で、現在、移動販売を地区社会福祉協議会、旭区社会福祉協議会、区役所、地元スーパー、笹野台地域ケアプラザが連携をして計画を遂行しています。

今後当ケアプラザが取り組む活動として地域支援の輪を広げ、出張サロンなど現在も活動している支援を通して地域住民のニーズ把握や、地域で支援していただける将来の担い手への声掛けをしていきます。

1. 当ケアプラザ地区高齢化率は、30.25%（令和2年3月）で、独居高齢者や高齢者世帯が多い地域となっています。支援が必要な状態であるのに声を上げられない方々も多いため、民生委員児童委員協議会等と連携し地域包括支援センターが中心となって地域住民の方々の情報収集に努め支援につなげていきます。

2. 高齢者支援、子育て支援、障害児・者支援に関する地域のインフォーマル情報を積極的に収集し、またこれを多くの方々と共有できるよう、地域ケア会議や支えあい連絡会等、様々な機会を通じて情報の収集と発信に取り組みます。

3. 第4期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）（令和3年度～7年度）の基本理念「地域で支え合い安心して自分らしく暮らせるまち旭区をつくろう」から地域共生社会の「共に支え合うこと」を目指す地域づくりを推進するため、区役所をはじめ連合自治会、笹野台地区社会福祉協議会、旭区社会福祉協議会と協働していきます。

4. 地域共生社会に向けての具体的な行動として

①「子供の頃からの福祉」を身近に感じる事が重要と考え、小中学生にとってケアプラザが身近に感じられるよう、小中学生対象の自主事業開催や学校行事への積極的参加、学校での福祉教育への協力を毎年行っています。



ケアプラ寺子屋

②定期的に発行しているケアプラザ広報誌と、地区社会福祉協議会の広報誌「ささのだいいニュース」・ホームページ「ささのだい」へ事業チラシの掲載を継続し、より広い世代へ積極的な広報活動を行いボランティア等次世代の担い手を発掘します。

③定期的な自治会町内会等へ出張講座を今年度と同様に継続します。ケアプラザの取り組

みの報告や利用事例等を紹介し、地域のニーズを把握し地域にあった事業の開催や情報提供方法の確立を目指していきます。

④第4期旭区地域福祉保健計画、笹野台地区別計画について、計画推進母体である笹野台地区社会福祉協議会及び笹野台連合自治会の取り組みを支援していきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1. 地域

連合自治会町内会の行事、各種団体の活動に参加し、共に汗を流すことでより広くより細かいネットワークを構築していきます。それにより、地域活動の情報を把握し、様々な地域住民が共に助け合う“顔なじみ”の関係が築けるようにします。

地区社会福祉協議会とは、地域課題を共有することで、解決に向けての方向性を話し合い共に活動を進めます。当ケアプラザは隠れたニーズを表出させるために、個別の聞き取りから情報収集し、地域目線で見えるニーズとすり合わせ、対応できる社会資源を開発、運営の支援を行います。

民生委員児童委員は住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行う団体であり、地域ケアプラザは民生委員児童委員との協働で社会福祉、特に地域の個別支援の活動を推進していきます。埋もれた“支援を必要とする人”を把握するには、住民からの情報が不可欠です。些細な情報でもそれが非常に貴重な情報となることもあります。そのような情報入手の窓口となるのが民生委員児童委員であることが多く、これからも情報共有をしていきます。

かがやきクラブは、高齢者のインフォーマルサービスの中核をなす団体と言えます。会員の個別支援（フォーマルサービス）と地域とのつながり（インフォーマルサービス）の両輪がうまく回っていくように、かがやきクラブとの強いつながりを重視します。笹野台地区において笹野台地域ケアプラザは、かがやきクラブ笹野台支部の事務局を担当しており、月1回定例会に参加、情報提供と共有を行っています。

三ツ境駅近くにある笹野台中央商店会は、住民の生活と直接関わっているととても重要な社会資源です。笹野台地域ケアプラザは、月1回の商店会定例会に参加し商店会ならではの目線、生活に密接に関わる地域課題などの情報を入手し、連携を深めています。商店会で認知症SOSネットワーク協賛店に毎月広報誌をお渡しし、近況などを伺う間柄を作っています。商店会の地域貢献に関する情報を共有し、地域に伝えたい事柄などは広報誌の記事として掲載していきます。

2. 笹野台地区ささえあい連絡会

笹野台地区ささえあい連絡会は、笹野台地区での地域福祉保健計画・地区別計画を策定推進するために組織された団体です。笹野台地区社会福祉協議会、笹野台地区連合自治会・各種団体、旭区役所、旭区社会福祉協議会、笹野台地域ケアプラザで組織されています。現在コロナ自粛による日程延期なども影響していますが、第4期地区別計画を策定し推進していきます。地区別計画のテーマごとにチームを作り、それぞれの関わりのあるチームには、ケアプラザ職員もチームの一員として参加しており活動を行っています。

3. 旭区役所・旭区社会福祉協議会との連携

地域福祉の観点から笹野台地域ケアプラザは、ささえあい連絡会の“支援チーム”として地区別計画の活動を支援しています。“支援チーム”メンバーは、旭区役所、旭区社会福祉協議会、地域ケアプラザ・地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターです。ささえあい連絡会が開催される前に、支援チームは会合を開き、ささえあい連絡会の話し合いの方向性を想定しながら、これからどのように計画が進められるべきなのかを検討します。それには地域活動状況などケアプラザが地域との日頃の関わりから得られた情報を旭区役所、旭区社会福祉協議会に情報提供しながら地域の現況を共有し、地域住民が何を思い、どのようなことを課題として認識しているのかを把握します。

旭区社会福祉協議会とは、共に定期的に地域アセスメントを行い、個別支援、地域支援両面から地域課題の把握を行っています。課題の解決に向けて社会資源をどのように活用したらよいかを検討し、共助がどのような形で進められるべきかを考えていきます。

4. 各関係機関

笹野台地域ケアプラザは各関係機関との連携を大切に、協働で活動していきます。近隣小中学校や高等学校、横浜西部ユースプラザ、横浜市旭区食生活等改善推進会など、各方面の専門機関との関わりから新たな企画や講座などがつくられ、地域に向けて情報を発信していきます。

5. 他の地域ケアプラザとの連携

他の地域ケアプラザと連携し、研修、連絡会、事業へ参加し、各職種のスキルアップを図ります。旭区内だけにとどまらず、横浜市全域の地域ケアプラザとの情報共有を大切にし、非常事態時の運営推進に当たりどのようなケアプラザ運営を行うべきか、貸館など感染防止に対する工夫や試みなどを情報交換しつつ、地域と共により快適に活用できるケアプラザを目指すために連携を深めます。

旭区内 13 地域ケアプラザが共同した「旭区民まつり」の出展は、来場される全世代の方に、地域ケアプラザ及び地域福祉保健計画の周知活動を行います。

また、内容によっては、民生委員児童委員協議会や子育て支援拠点「ひなたぼっこ」と連携し、来場される方が足を運びたいよう、スタンプラリーの仕掛けを取り入れ景品を用意するなど工夫し開催します。



旭ふれあい区民祭り

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

昭和 59 年 4 月に横浜市旭区で特別養護老人ホームを開設して以来、当法人は一貫して地域福祉活動の向上のために活動を進めてきました。一人ひとりの限りある生命を大切にすることでご高齢の方々が健やかで安心して暮らし続けられ、誰もがこの世に生まれてよかったと思えるホスピタリティー（おもてなし）を提供することが、当法人の行うべき福祉保健サービス業であると認識し、地域福祉の原点である地域に根ざした事業活動を展開しています。

【当法人の理念】

当法人は以下の理念を掲げて高齢者を中心とした介護福祉の活動を展開しています。

1. 人間が主体である

子どもから高齢者まで、すべての方々が常により高い自己実現に向かって生活ができる環境をつくります。すべての方々のお一人おひとりがご自身の人生の主役となって、日々の生活を送られることを何よりも大切と考え、様々な側面からそのお手伝いをします。

2. 連帯の輪を無限に広げていく

住み慣れた地域の中で、すべての方々が健やかで安心して暮らし続けるためには、行政やさまざまな団体など多くの人々が地域ぐるみで連携・連帯することが不可欠です。当法人は地域社会での交流を通じて、あらゆる人が支えあって共に生きる地域連帯の実現を目指します。

3. 日に日に新たな今日を創造していく

この世に生を受け人々は人生の旅路を歩んでいきます。歩みは誰とも代わるこのできないものであり、一步一步は真にその人固有の価値です。

人生の一日一日がその人の心に叶うものであることを願い、私たちは共に歩みながら支援活動を続けます。

【活動テーマ】

天に星、地に花、人に愛

これは明治時代の文芸評論家である高山樗牛の言葉「天にありては星、地にありては花、人にありては愛、これ美しきもの最たらずや」からの引用で、私たちの世界の中にある美しさ・調和・豊かさ・潤いを表現したものです。

当法人が設立された昭和 58 年当時、老人ホームは社会から暗いイメージを持たれがちでした。そのイメージを払拭し、明るいホームのイメージを創っていきたいという思いを込め、当法人はこの言葉を活動のテーマに掲げました。

現在、当法人は施設・在宅介護および医療の各分野において、約 3,000 名の職員（登録ヘルパー含む）が日々働いています。その職員一人ひとりがこの美しさ・調和・豊かさ・潤いを表現するため、自らのサービスの質の向上に努めています。

【シンボルマーク】

当法人のテーマである「人に愛」の、愛の象徴である「ハート」をモチーフとしています。当法人が展開する様々な事業活動を愛でつなぐシンボルです。



【“デス・エデュケーション” という考え方】

現代社会は、身近に「死」を実感しない社会になったといわれています。日本においては死の概念が希薄となり、死を得体の知れないものと考える漠然とした恐怖から、死そのものを否定する傾向が生まれていると考えられます。そして、それは現代の介護現場においても同様の現象が見られます。しかし、死の否定は暗に老いを否定することにも繋がると当法人は考えます。この為、誰も避けて通ることできない死と言うものを根底から見つめ直す「デス・エデュケーション (Death Education 死の準備教育)」という考え方を大切にしています。

この「デス・エデュケーション」は 1960 年代にアメリカで提唱された概念で、日本では上智大学のアルフォンス・デーケン教授が、1982 年頃から「死の準備教育」を提唱したのが始まりとされています。「死を見つめることは、生を最後までどう大切に生きぬくか、自分の生き方を問い直すことだ」とデーケン教授は唱えており、これを高齢者介護の中で生かすべき死生観として、当法人は実践を重ねてきました。



アルフォンス・デーケン氏と
ご入居者

デーケン教授は、「余命を宣告された人のケアの重要性」を訴えています。当法人は、この「デス・エデュケーション」という考え方を特別養護老人ホームの中で「療育音楽」、「語り部」、「CAPP (アニマルセラピー)」を通じて、また訪問看護ステーションや診療所においては、在宅における看取り支援を通じて実践していま

す。

老いを否定し、ネガティブにとらえることは、高齢者が主体性のない被保護者として扱われる結果を招きます。

死という人生の最後にして最大のイベントを前に、それを迎えるご利用者の日々の生活が充実したものとなるようできる限りのサポートをすることこそ、当法人が死と向き合う基本姿勢です。

地域ケアプラザは、子どもから高齢者までが支援の対象ですが、高齢者を対象とした事業においては「デス・エデュケーション」の考え方を活用していきます。

【“羅針盤”】

“羅針盤”というのは、当法人の基本コンセプトをまとめたカードです。名刺サイズに折りたたんで携帯できる形になっており、朝礼やイベントの際に用いられ、職員が当法人のコンセプトを再認識し、共有するためのツールです。

羅針盤には上記の理念・テーマの他、以下の行動指針等を掲げています。

思いやりのこもったマナーで最高のサービスを提供します

1. あたたかい心のこもったご挨拶で対応いたします。

- ・ 明るい笑顔で自ら先に挨拶をします。
- ・ ご利用者をお名前（姓）でお呼びします。
- ・ 立ち止まり、目を見て、声をはっきりと。

2. 好感のもたれる身だしなみと態度で接します。

- ・ 清潔な服装を心がけます。
- ・ 背筋を伸ばした美しい立姿をします。
- ・ 明るく親しみやすい態度で接します。

3. 正しい言葉づかいをします。

- ・ 敬語を正しく使います。
- ・ 分かりやすい言葉を使います。

4. 誠実な態度で電話対応をします。

- ・ 明るく、ゆっくり、はっきりと、笑顔で。
- ・ 呼び出し音は2回、保留は20秒を限度とします。



社会福祉法人 秀峰会

【ヒューマンケアネットワークと地域包括ケア】

ヒューマンケアネットワーク（以下、「HCNW」といいます。）とは、当法人の事業コンセプトを形作る土台となる考え方です。以下に挙げる4つの項目を基本としています。

1. 24時間、365日サービスを提供する仕組みを作る。
2. 横浜市内全域でサービスを提供できるよう、拠点を展開する。
3. 単体ではなく、様々なサービスの組み合わせでご利用者の生活全体をサポートする。

4. 重篤な方、サービス提供が困難な方にもサービスを提供する。

このHCNWは先に述べた法人理念を法人全体の事業活動推進体系として事業を遂行して行く仕組みです。HCNWは約157の指定事業所（令和2年3月時点）を配置することで構成されており、法人本部が全体を統括しています。各々の事業所は人事、資金、情報、教育等あらゆる活動面で連携連動しています。

一方、介護保険制度の中では平成24年度より「地域包括ケア」という概念を打ち出しました。これは地域密着型サービスの拡充、人々の生活をより包括的に守るケア、介護と医療の連携等のテーマを掲げているものですが、この地域包括ケアとHCNWは、その方向性が合致します。現在、当法人ではHCNWに基づき、介護保険サービスのほか、障害者福祉サービス、医療サービス（診療所3か所、訪問リハビリステーション2事業所）、保育（保育所4か所）と様々な事業に取り組んでいます。特にケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護を一か所にまとめた「三位一体型」事業所は当法人の在宅サービスを象徴する事業形態となっています。



(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

- ・ 予算については、理事会の承認を得た計画を適正に執行し、各事業所も予算に基づく運営をしております。
- ・ 法人税・消費税等については、每期適正な申告・納付を行っております。
- ・ 財務状況においては、金融機関に頼る事無く、自己資金で健全な運営を行っております。
- ・ また毎年、次の通り事業所の開設を計画的に行ってまいりましたが、そのうえで、一定の資金確保を実績として残しております。

【平成24年度～令和元年度の新設事業所】

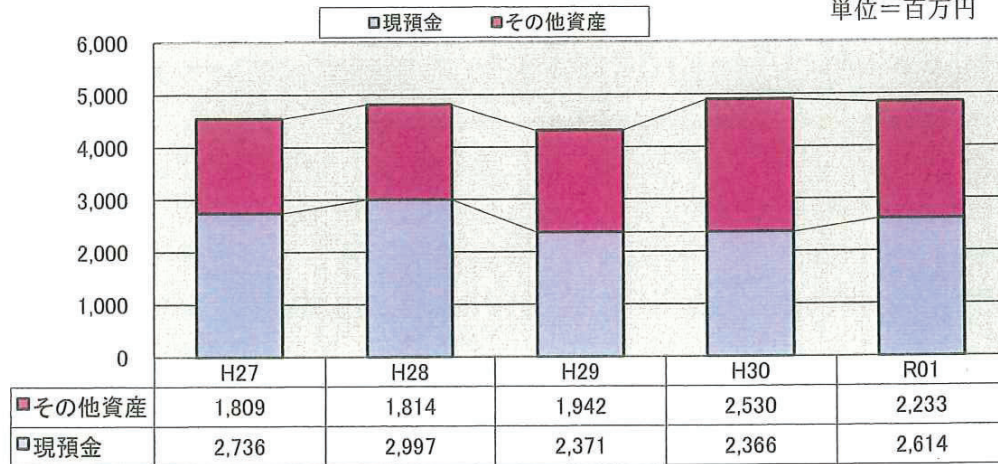
平成24年度	○希望の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○つくし保育園東戸塚 ○楠の大樹(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) ○横浜市笹野台地域ケアプラザ
--------	---

	○花の生活館・銀の舞・磯風の謡・桜樹の森・豊穣の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護) ○りんどう・すいせん(小規模多機能型居宅介護) ○さくら苑(訪問看護) ○銀の舞(訪問介護)
平成 25 年度	○うの花(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園センター南 ○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
平成 26 年度	○横浜市白根地域ケアプラザ ○横浜市馬場地域ケアプラザ ○こでまり・ひなげし・しょうぶ(小規模多機能型居宅介護) ○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (夜間対応型訪問介護) ○銀杏の大樹・銀鈴の詩 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) ○水明の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護・訪問入浴)
平成 27 年度	○若草の丘(認知症対応型共同生活介護) ○ひめゆり(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園上大岡
平成 28 年度	○ナース 24 港北(訪問看護)
平成 29 年度	○われもこう(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園 戸塚
平成 30 年度	○椿の大樹(居宅介護支援・訪問看護) ○瑞穂の大地(認知症対応型通所介護) ○横浜市二俣川地域ケアプラザ ○相談支援センター銀の舞(計画相談支援)
令和元年度	○特別養護老人ホーム 高津山桜の森 ○みずほクリニック緑園都市 ○相談支援センター銀の舞(障害児相談支援) ○高津山桜の森介護保険センター(居宅介護支援) ○山桜の森ショートステイセンター(短期入所生活介護) ○翡翠の舞(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

・市内に施設・在宅サービスを広く展開しており、より多くのご利用者に関わることで、それぞれが利益を確保し、安定した経営基盤の礎となっております(次のグラフを参照)。

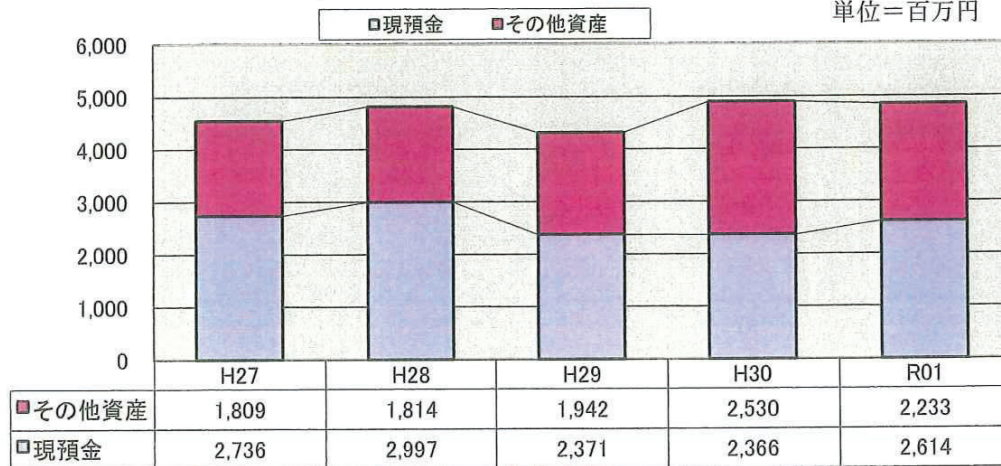
直近5年間の流動資産推移

単位=百万円



直近5年間の流動資産推移

単位=百万円



☐ 社福
 ☒ 公益
 ☐ 收益

	H27	H28	H29	H30	R01
□ 収益	107	96	85	63	48
■ 公益	359	604	648	828	1,040
□ 社福	10,205	10,375	11,114	11,430	12,252

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

法人全体の職員を視野に、新規採用のみならず異動人事を含めて、適材適所の人員配置を遅滞なく行っていきます。

所長予定者である[]の職歴概要は以下の通りです。

【經歷】

1. 地域活動交流及び生活支援コーディネーター、地域包括支援センターに係る職員の確保、配置

特に、地域包括支援センターは、概ね中学校区程度（圏域高齢者人口6千人）に対し、原則、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師（経験のある看護師）3職種3人体制で、総合相談・支援事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業等の事業を進めながら、圏域内で発生する支援困難ケースを抱え、これを解決しなければなりません。このため、地域包括支援センターの職員には知識・能力の他、心身ともに健康でタフさが必要です。このような状況を踏まえ、当法人では、法人全体の有資格者（ケアマネジャー402人、主任ケアマネジャー99人、看護師（正・准）351人、社会福祉士87人。令和2年3月末現在）から、その任務にふさわしい人材を選抜し地域ケアプラザに配置しています。笹野台地域ケアプラザの職員配置にあたっては、このような考えに基づき必要な人員を確保し適正に配置します。具体的には、法人職員の異動と新しい人材の採用を組み合わせ、当法人の理念・方向性をしっかりと受け継ぎつつ、区の運営方針、地域福祉計画に沿った事業運営ができる職員組織を構築します。

居宅介護支援事業に係る職員の確保、配置については、職員が地域ケアプラザとは地域福祉の拠点施設であることを認識するとともに、個々の利用者の最大限の満足度を目指す意識と行動が必要と考えます。このため、教育を受けた人材の定期的な採用を柱と考え対応します。

16

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人では職員の定着とES（従業員満足）向上を目的とした教育部を設置しており、職員の自己研鑽を支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

1. 職員教育

① 職場における教育

前述にありますHCNWの考えの元、当法人の事業所は、ある一つのサービスが単独で運営される事は極めて稀であり、通常は、異業種が一つの建物内に併設される複合事業の形態を採用しています。これは、各サービスの垣根を越えた顔の見える関係を作ると共に異なるサービスの専門職同士で容易に事例検討等が可能な環境を提供する事も意図しています。

そして、この検討の場は、多様な専門職が多角的視点により様々な知識・ノウハウを駆使して議論を行う場である為、職員相互に新たな気付きを与える教育ツールです。このように、当法人においては、複合事業という職場環境そのものが教育の場として機能しているのが特徴です。



発表大会の様子

② 改善に係る発表の機会の提供

当法人においては、年に1回、職場における課題の改善に係る発表の場として、「研究改善発表大会」を開催しています。これは、PDCAサイクルに則り行われる日常的な改善活動について法人全体に向けて発表する事により、その事業所だけの財産にするのではなく、法人全体の財産とする事を目的としています。そして、平成29年度より、サービス単位での発表を軸としていた本大会は、各地域全体での改善活動を公表する為の「地域包括ケア発表大会」へと昇華し、職員が地域課題をどう分析し改善に導くのかという点に重きを置きました。変化していく地域課題に向き合い、乗り越えていく原動力となるだろうと考えています。

③ 「羅針盤」の読み合わせによる理念の共有

当法人では、毎日の朝礼にて前述の「羅針盤」の読み合わせを行っています。多忙な日々を送る職員は、ともすると、法人としての支援に係る理念を失念し、主観的な支援方針に基づいてサービス提供してしまう可能性はゼロではありません。そのため、法人としての基本コンセプトをまとめた「羅針盤」を読み合わせる事により、客観的に定められた方針を念頭に活動できるようにしています。

2. 人事考課の実施

① 毎年度初めにおこなわれる「出航の誓い」（新年度開始における決意表明の会議）で、

事業所の方針や目標が表明され、これに基づき職員が個人目標を設定します。半期後に目標に対する振り返りとして人事考課票を提出し、これを基に職員と上司が面談します。期間中にできたこと・できなかった事を確認しながら、今後伸ばしていくこと等について忠告や指導を行い、次期に繋げています。この繰り返しを通じて職員の育成を図っています。

3. 職員研修

職員研修は、法人本部教育部および各部署で専門性向上を目指した年間研修計画作成し研修を実施しています。教育部では法人全体に共通の階層教育を担当し、各事業部においてはそれぞれの業務に必要な専門教育を担当しています。

① 教育部を中心に実施している主な職員研修

- ・中途採用者研修（入職月受講を原則に月1回開催）⇒法人理念・歴史、対人援助職の基本的考え方、接遇マナーを共有します。

- ・管理/監督職研修（テーマにより実施
昨年実績14回）⇒管理職、係長、主任級の指導者層を対象とした研修。毎年、テーマにより、指導監督技法や組織運営に関する研修を行います。

- ・主な内容：苦情事故対応研修、ヘビークレーム対応研修、接遇マナー研修、現場力向上研修

- ・新任管理職研修
（任命時に適宜開催）

⇒新たに管理者に就任した職員に心構え、業務教育を行います。

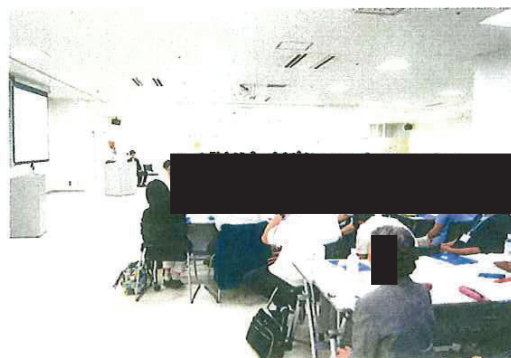
主な内容：管理職としての心構え、業務教育（労務、総務、経理）

- ・新卒職員研修

⇒入職時及びフォロー研修（Ⅰ・Ⅱ）を行い、育成をサポートします。

- ・事業所における研修

⇒法人主体の研修以外にも笹野台地域ケアプラザ独自で年間研修計画を立てて居宅事業所も含め、各種研修を実施します。



管理職研修

なお、地域活動交流職員、生活支援コーディネーターについてはコーディネート能力、地域包括支援センター職員については多岐にわたる技術・知識が要求されますので、市役所、区役所が主催する研修には必ず参加、市・区社会福祉協議会等主催の研修にも可能な限り参加し専門性を養っています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

【施設の快適・安全な利用】

横浜市の貴重な財産である笹野台地域ケアプラザを預かる指定管理者として、利用者が施設を快適・安全に利用していただくとともに、施設や設備の価値をできるかぎり維持できるよう、計画的かつ誠実に管理していきます。

当法人が“羅針盤”（2(1)「法人の理念・基本方針・業務実績等について」参照）に掲げる当法人の5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1U（美しい）運動を通じて、職員一人ひとりが施設管理への意識を高めていくとともに、利用者の視点に立った設備の安全、快適な環境、性能性及び快適性に配慮しながら、きめ細かいメンテナンス対策を進めます。

【施設の維持保全】

施設（建築物、建築設備及び建築物の付帯設備）の管理については、施設の機能と耐久性を長期にわたって確保するために、「維持保全の手引き」、「施設管理者点検マニュアル」等に基づいて、清掃、点検、運転・監視及び保守を実施し、施設の状態を正しく把握するとともに、適切な維持管理保全を行います。維持保全業務の遂行に当たっては、次の事項を踏まえ、施設利用者の利便性・快適性の確保に努めることを基本とします。

1. 関係法令を遵守します。
2. 施設を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康被害の未然防止に努めます。
3. 施設の機能及び性能等を保ちます。
4. 合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めます。
5. 劣化等による危険・障害等の点検を行い、早期発見に努めます。
6. 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努めます。

日常点検として、「施設管理者点検マニュアル」に沿って確実にを行います。定期点検については、専門業者に委託して実施する予定ですが、点検結果等については市の関係部局や区役所に必要に応じて報告するとともに、年間計画を作成し、点検基準に基づき管理します。設備管理は適正運転がなされるよう専門業者に委託し、各種点検・検査や測定・記録を行うとともに、安全上、防災上、衛生上の設備基準等の法令に基づいた管理を徹底します。また、運転等に当たっては、無駄を徹底的になくし、省エネやリサイクルに積極的に取り組み、地球の温暖化の防止に努めます。

笹野台地域ケアプラザは平成25年1月の開所以来8年が経過し、施設の様々なところで修繕が必要になり始めました。施設の修繕については小修繕を適切に実施していきます。大規模修繕等については発生していません。今後発生した場合は、設置者の市と協議して対応を図っていきます。また、建築局保全推進課で開催する「公共建築物の保全に関する研

修」に今後とも積極的に参加し、最新かつ適切な情報入手に努めるとともに、横浜市節電・省エネ対策基本方針を踏まえ、省エネへの取り組みを確実に実施します。

【コロナ禍の対応】

コロナ禍において重要な換気について、空気環境測定検査を令和2年度に受け厚生労働省推奨の必要換気量を機械換気で確保していることを確認しました。加えて、相談室にパーティションを設置する等、今後も安全に利用していただけるよう機械換気システム適正運転の為にメンテナンスを確実に行っていきます。



パーティションを設置した相談室

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

【事故防止対策等】

職員全員参加の毎月実施の会議にて、事故防止、感染症対策、労働安全衛生等をテーマに研修を実施し対策の徹底を図ります。また、各部署で行っている会議等で、過去に発生した事故や定期的に報告・確認しているヒヤリハットの内容をもとに原因分析を実施し、必要に応じて改善し、朝礼等で職員への伝達を日々行っています。

毎月、区役所経由で連絡いただける以下の情報についても会議で共有し、常に事故防止の意識付けを継続しています。

- ・【記者発表資料】事務処理ミス等の状況について
- ・地域ケアプラザ等において発生した事故等の状況について（通知）

当ケアプラザの貸館利用者に災害時の避難誘導の手順、利用者へ火器使用の際の注意喚起、爆発物・危険物の持ち込み防止、使用後の清掃・電気ガスの消し忘れ等のチェックリストによる点検を周知するとともに、職員もチェックリストを用いて日常的に巡視点検を行い事故発生防止に取組みます。

【急病時及び事故発生時の緊急対応】

事件事故発生時における緊急の対応については、全職員が利用者の安全確保を第一として対応します。遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いて対応します。マニュアルには、事前、発生時、事後、それぞれに職員がとるべき行動や関係機関への連絡等を記載し、活用し

ます。急病時の対応等、産業医や看護師からの研修で習得し、AED訓練においては、旭消防署今宿消防出張所長の協力を得て指導を受けています。

また、職員間の連絡網を完備し、遅滞ない指示連絡系統を確保するとともに任意で職員家族への連絡体制も確保しています。



応急救護訓練

【防犯対策】

防犯活動が積極的に行われている笹野台地区において、ケアプラザも地域防犯の取り組みに参加し施設の安全はもちろん、安心して安全な地域づくりに貢献します。日々の業務の中では開館前、開館時間内、閉館前に職員による施設周辺の見回りを行い、未然に危険察知できるよう努め、不審者や危険物等に注意し、施設を含む周辺地域の安全確認を行います。無人時の施設管理においては警備会社と連携し遠隔機械警備にて安全管理を行い防犯に努めます。ヒヤリハットなどの取り組みを積極的に行うことで、未然の事故防止に努めます。また法人内他事業所で発生する事故事例を共有することで、具体的な事故防止の意識を高めていきます。

(3) 災害・防災に関する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

【発災に備えた事前準備】

災害発生後の対応については遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いています。

また、職員間の連絡網を完備し、遅滞ない指示連絡系統を確保するとともに任意で職員家族への連絡体制も確保しています。



法人統一マニュアル

【福祉避難場所】

横浜市の標準マニュアルをもとに、笹野台地域ケアプラザでの設置マニュアルを定めています。開設が必要になった際には、区に設置される防災本部と連携し適切に開設・運営できるよう、このマニュアルを職員間で情報共有しています。

市内全域で活動を展開する法人の特色を生かし、法人職員が所属事業所に関わらず、

横断的に住居近隣の事業所に参集することにより、必ずしも交通機関に頼らずとも一定数の職員参集が可能な体制づくりに努めます。

また、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が実施している「福祉避難所情報共有システム」を活用し、発災時にも行政との遅滞ない情報共有と連携によって福祉避難所としての適切な対応を行います。

平成 30 年 11 月に旭区役所と連携し、笹野台連合自治会の地域防災拠点責任者も交え、福祉避難所実働訓練を実施しました。発災から要援護者受け入れまでの一連の流れを実施し、日ごろの備えや定期的な訓練の重要性を実感しました。今後も訓練や職員間での情報共有を行い災害に備えます。



福祉避難所訓練

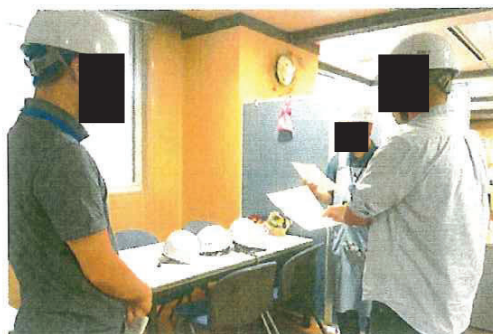
イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

【地震対策】

東日本大震災を受け、当法人では、今後想定されている横浜市直下型地震等に備え地震対策を見直し「社会福祉法人秀峰会 地震防災対策（方針）」を策定しました。施設の安全対策、飲料水・非常用食料等の備蓄、職員参集・活動計画・防災訓練、関係機関及び入所（利用）者家族との連絡体制、地域との応援連携と施設内活動要領の作成などについて定めるとともに、各施設において次の対策を実施しました。笹野台地域ケアプラザにおいても、同様な対策を行います。

- ・ 備品／家具類の転倒防止、落下物対策、飲料水・非常用食料等の備蓄（福祉避難所応急備蓄物資に追加して、職員全員分の 1 日分の飲料水、食料を備蓄）
- ・ 地震対策マニュアル作成（訪問系と施設系の事業の違いに沿う、職場ごとのもの）
- ・ 発災時の対応としては、法人内全事業所で地震災害時参集訓練を実施しており、法人職員が指定された自宅より最寄りの事業所・施設に参集し、午前 6 時に震度 6



参集訓練

地震が発生した事を想定して、非常時のとるべき行動について確認し訓練を行い、災害伝言ダイヤルに加え、ツイッター（140文字以内の短文「ツイート」）の投稿を共有するインターネット上の情報サービス）を活用し、災害対策本部の指示確認、被害状況報告を行っています。

・年2回の総合消防訓練を実施し、常日頃から発災時の対応確認を実施しています。
令和元年度は横浜市旭区消防署今宿出張所長にもご協力いただき「AEDの使用訓練」と「地震時を想定した避難訓練」を実施しています。

・地域防災拠点の合同防災訓練に参加し、地域の方々とも連携を図っています。
訓練に参加する事で、地域防災に関する職員の意識向上も図ります。

なお、当法人では、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）に伴う災害に対し、その被害が甚大である事から、当法人及び当法人職員は、被災地の早期復興の一助となるべく「被災地災害支援活動」を行ってきました。現地の状況についてはニュース等のメディア情報にて接する事がありましたが、現地の方々から直接お話を伺うと、その厳しさに胸を締めつけられる様な思いがありました。被災時には、被災地にある施設に対して、被災していない県外施設から介護職員の応援を受ける事により、被災地域の職員は地域の支援に集中して尽力できるよう災害時広域支援体制の整備に今後も努めていきたいと強く思っております。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域包括支援センターにおいては、横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱では、職員の責務として「包括センターの職員は、公正中立性に十分留意して行動しなくてはならない」とされています。また、居宅介護支援事業者においては、横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例において「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。」とされており、これらの遵守は利用者による適切な自己決定権の確保という観点から最重要課題の一つと考えます。以上を前提として、次の点に留意しつつ対応します。

1. 相談者の住所地、心身状況、世帯状況、経済状況、意向等を聞き取り、これらを踏まえつつ、相談者にとってより利益となるであろう介護保険サービス事業者等を含めた社会資源、社会保障制度等を分かりやすく説明し、複数の選択肢を提示します。

2. 選択肢の提示の際には、市発行の情報誌「ハートページ」を活用し、さらに各事業者パンフレットや公的機関による公開情報を加えて、口頭だけでなく、書面による視覚情報も交え可能な限り分かり易い説明をします。利用者及び家族がご自身の希望に沿った事業所を

選択するお手伝いをします。

利用者が自己決定にて選択したサービス提供事業者についても、利用者が望むサービスを受けられないと考えるときには、契約を解消し、新たなサービス提供事業者を選択可能である事を説明します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応について

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

笹野台地域ケアプラザでは、満足度の高いサービスを提供するため、来所者に対して笑顔で挨拶、そして日常的に声掛けを実施するなど、良好な接遇態度と来所者とのふれあいを基本として、深い信頼関係を築いています。常に地域の視点に立ち、来所者の声に耳を傾け、施設を取り巻く社会環境の変化を感じながら利用者のニーズ把握に努めます。

【利用者ニーズの把握】

1. 利用者ニーズの整理

個別ニーズ、地域共通ニーズ、団体・機関活動ニーズに整理して対応します。

2. 利用者ニーズの把握方法

① “待ち受け” のニーズ把握

地域交流室の利用者、地域包括支援センターの総合相談窓口の利用等、笹野台地域ケアプラザに来所される利用者から持ち込まれる利用者ニーズを把握します。

② 毎年、利用者満足度アンケート（通所、居宅事業所は介護保険制度に基づくアンケート）を実施し、分析結果を業務改善に生かします。

③ “御用聞き” のニーズ把握

自治会、民生委員児童委員協議会、老人会クラブ等の会合に出席し、広報紙やチラシを配布して、事業等の広報とあわせて地域ニーズの把握を行います。また区役所地区担当や旭区社会福祉協議会地区担当、近隣の関連施設からの地域情報収集を積極的に行います。

④ “アンテナ” のニーズ把握

文献、インターネット情報等を検索して笹野台地区の社会資源の成り立ち等を歴史的に振り返りながら地域活動の変遷、地域ニーズの変化を学び、現在のニーズ把握に繋げます。

3. 利用者ニーズによる課題の解決、改善

地域ケアプラザの運営協議会は議題を審議する場であると共に、地域ニーズや課題解決をすすめていくための話し合いの場でもあります。把握した課題を分析、分かりやすく提示して地域の話し合いのなかで解決していけるように努めます。

ケアプラザの各室にもご意見箱を設置し、ご意見を自由に記入していただき、集まったご意見には誠意を持って対応します。

【利用者の苦情対応】

利用者及び地域住民の方から苦情をいただいた場合、内容は市役所・区役所に書面をもって報告するとともに、真摯に受け止め誠意をもって対応する姿勢を職員一人ひとりに教育します。所長を苦情対応の総括責任者とし、各部門の管理者を苦情受付・解決責任者として、次の点に留意し心のこもった対応と速やかな解決を図ります。

- ・ 苦情内容は記録として残し、関係者の会議で要因分析を行って対策を検討すると共に再発の防止に努めます。
- ・ 当法人の設置している第三者委員会により、重要課題については連絡、相談し、適切な対応、解決に結びつけられるよう取り計らいます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【個人情報の管理の方針】

地域ケアプラザにおいては、施設利用の方々の多くの個人情報を保有することになります。

このため、「個人情報の保護に関する法律」等の法令、厚労省のガイドライン、横浜市の「個人情報保護条例」を遵守します。また、利用者の権利・利益を保護するために当法人の「個人情報保護に関する規程」に従って、個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を「個人情報保護に関するマニュアル」に定め、職員に対し研修を実施します。

【「個人情報保護に関するマニュアル」概要】

- ・ 「個人情報保護チェックリスト」を用いて、職員は年1回以上セルフチェックを行います。
- ・ 個人情報を業務上必要な関係者以外には伝えません。
- ・ 個人情報を得るときは使用目的を明確に伝え、了解を得ます。
- ・ 個人情報は業務上必要性がない者が閲覧等出来ないよう厳重に保管管理します（夜間等、不在時施錠、机上放置不可）。
- ・ 情報の伝達などに当たっては複数回のチェックを行ない、個人情報の漏れやFAXの誤送信等がないように留意します。
- ・ 不要の持ち出しを禁じます。

【職員研修等】

- ・ 職員を採用した時には、「個人情報の保護に関する誓約書」を提出します。
- ・ 採用時研修で個人情報の保護について、必須科目として習得する。配属後は、年1回以上職場研修を行います。
- ・ 他事業所等の個人情報の漏洩事例については、所属別会議（欠席者には事例回覧）等で周知するとともに注意を喚起します。



職員研修

・個人情報の保護に関する法律等の法改正に速やかに対応できるよう、所属別研修等で内容及び留意点を周知します。

【情報公開】

・市の指定管理料等によって運営されている地域ケアプラザの事業は、広く住民に状況が開示されることの重要性を理解し、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に準じ適正な対応を行います。

・広報誌「笹野台ケアプラだより」（毎月1回発行）でケアプラザの運営状況等を公開しています。

また、法人公式ホームページ等で地域ケアプラザ事業の紹介などを行います。

・運営状況等の情報公開については、内容を充実させ、アクセスしやすいホームページを作ります。

・介護サービス情報の公表では、神奈川県指定機関による確認を経て開示します。

・ケアプラザ窓口には、事業計画書、事業報告書、予算決算書、第三者評価書等をカウンターに常時備え付け、閲覧に供します。

・年に2回のケアプラザ運営協議会を開催し運営委員の方々への活動報告を行うとともにご意見をお寄せいただき改善に努めます。



【人権尊重】

人権とは、人として生きていくうえで、欠かすことにできない基本的な権利、且つ、この世に生きるすべての人びとが生まれながらにして誰もが当たり前なものとして持っている権利のことです。この権利は、一人ひとりが互いに尊重していかなくてならないものです。

しかし、その権利は、差別等によって人権が守られない実態（人権侵害）があります。例えば、客観的に支援が必要であるにも関わらず、近所との関係が疎遠であったが為に社会の目に触れず発見が遅れた結果、憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を送れない状態に陥ってしまった…、個人情報や誰にも知られたくない私的な情報がインターネット経由で流れてしまい、永久的に削除困難な状況となり、プライバシーが侵害される状態になってしまった…、など身近な事例として容易に例えられる程、人権が尊重されると言う事は脆いものです。

私たちは、個人情報だけでなく、プライバシーそのものを扱う事業であり、多大な責任とリスクを負っています。私たち自身が地域住民に損害を与えてしまわないよう、相手を正しく知るアセスメント能力の研鑽、「普通」という価値観だけでなく少し視点を変えてみる発想の転換、相手の立場に寄り添う努力等、普段の業務から心がけ、地域住民から信頼され続けてもらう為にも、前項の個人情報保護の取組と一体的に、プライバシーの漏えい防止、人権感覚を高める努力を続けていきます。

また、旭区役所をはじめとした行政だけでなく、民生委員児童委員からの情報も定期会合や随時の相談により積極的に収集し、地域住民の方々の人権侵害に係る早期状況確認、速やかな関係機関への連絡、対応実行につなげます。

(7) 本市の重要施策を踏まえた取組について

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、障害者就労施設等からの物品等の調達方針、市内中小企業振興条例、男女共同参画推進等、横浜市の重要施策に対する考え方について記載してください。

環境問題は、温暖化が地球規模となり、ますます増大する廃棄物は時間的空間的に広がる等、今や環境への配慮を欠いては、私たちの生活は成り立ちません。横浜市は ISO14001 に取り組み、環境方針で理念及び基本方針が出されています。公の施設である地域ケアプラザもこれに基づき取組み、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践することが肝要と考えます。

【環境への配慮について】

1. 横浜市のごみゼロ「ヨコハマ 3R 夢プラン」 の理解と実践

横浜市の G30 に続く「ヨコハマ 3R 夢プラン」の理解に努め、更なるごみの減量とリサイクル等発生する CO2 などの温室効果ガスの削減に努めます。



① リデュース (Reduce)

ごみのもとになる無駄づかいを減らします。出来るだけ物は購入しません。特に、OA 機器の普及に伴ってコピー用紙などが増える傾向がありますので、購入量をチェックするなど、紙の使用量の削減を図ります。購入する場合は、中古品、リサイクル品、グリーン購入適合品を必要な分だけ購入します。購入したものは出来るだけ長く使います。

② リユース (Reuse)

物品を購入する場合は繰り返し使えるもの、不要紙の裏紙の利用、広告を屑かごに利用等、小さなことでも徹底した取り組みによって、職員にゴミの減量化を意識づけます。法人では各事業所で不要になった什器、備品等については、法人独自のリサイクルシステムを設置し、各事業所からのリサイクル品をリスト化し、必要な事業所で再利用を行っています。

③ リサイクル (Recycle)

廃棄する場合、全職員が分別を徹底すると共に収集等に携わることで事業の意味を周知し徹底を図ります。

2. 電気・ガス等エネルギーの使用の削減

① 電気等エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。

- ① 空調設備の運転は、冷暖房の設定温度を夏季 28 度、冬季 20 度を目安に設定して省エネルギー運転を行います。服装等はクールビズ、ウォームビズで対応します。
- ② 昼休みなどは使用していない OA 機器の電源を切ります。
- ③ 不要な照明等はこまめに消灯する事を徹底します。
- ⑤ 館内掲示等で、施設ご利用者へ向けて省エネルギーの呼びかけを励行します。

3. 建物内外の整備

5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1U（美しい）運動を推進します。5S の取り組みによって、来訪者が気持ちよく活動できるようにします。

市民として、地域清掃に参加すると共に、ケアプラザ周辺の道路等の清掃を行います。

【市内中小企業優先発注について】

横浜市においては、横浜市中小企業振興基本条例において、「市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、それぞれの業種・職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横浜市の発展に大きく寄与してきた」「市内経済の持続可能な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援する事が不可欠である」との考えが示されています。

こうした背景のある中小企業のさらなる発展に寄与するべく、市内、とりわけ笹野台地域ケアプラザ担当地区内にある中小企業に施設修繕や備品購入等の発注を優先的にを行います。具体的には、横浜市ホームページなどから得られる市内業者一覧の中から特にケアプラザ近隣にある事業所等をリスト化し、日常的な物品調達、役務委託等を依頼できるようにします。

また法人の経理規程に基づき、一定条件下においては相見積もりを取る事で、不要な経費増額を抑制します。

【男女共同参画推進について】

横浜市においては、第4次横浜市男女共同参画行動計画にて「男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現」を目指しているとされており、私たちは当該行動計画の主旨に則り、性別によるあらゆる差別を排し、機会の平等を推進します。

具体的には、「横浜市男女共同参画推進条例」に準拠する方向性をもって、職員は市の男女比目標を上回るよう採用・配置計画を進めます。当法人では看護師、ケアワーカー等を中心に多くの職員が出産・育児休業を取得することから、ケアプラザにおいても（職種にこだわらず）こうした休業を本人の希望に基づき取得できるよう支援します。また育児、介護等の休業については男性も積極的に取得できるよう、人事管理を行う所長だけでなく法人本部の

人財部（＝人事部）においても相談を受付けています。

その他、下記の各点に取り組みます。

1. 配属及び勤務時間、勤務日数において、育児、介護等の家庭の事情を考慮します。
男女別による画一的な業務指示を排し、個々の人間としての能力を見極めこれを行います。
2. 各種行政サービス、法人規則を活用し、就業困難な事由が発生しても、可能な限り継続就業できるよう配慮します。

【障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達について】

横浜市では、「横浜市における障害者就労施設等からの優先調達方針」にて「本市における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る」とされており、更に、「横浜市が障害者就労施設等からの物品及び役務の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資する」としています。

障害を持つ人とは、概論的に定義づけるならば、様々な理由から社会生活や日常生活を送るのに支障がある方という事になると思われませんが、そうではない健常者と言われる我々も、後天的に今日にでも障害を負う可能性があり、「障害者の自立」は、まさに未来の我々の人生にも大きく関与するものであります。障害者の方への自立支援に係る環境を整える事は、横浜市民全体の将来的な課題への予防的施策と捉え、私たちは障害者就労施設より積極的に物品調達を行います。

笹野台地域ケアプラザでは、地域の障害者の方々の社会参加支援を目的に障害者就労継続支援B型事業所「くるみの木」と連携して、月に一度、当ケアプラザのエントランスで手作りパン販売、文化祭では店頭販売を実施し、広報やPRも含めて支援しています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

調理室や、夜間の貸室、土日祝日の貸室利用が少ないことが課題です。

稼働率向上のため、以下内容に取り組みます。

【効率的に利用いただくために】

- ・貸室の少ない曜日や時間帯の利用を地域の各活動団体やサークル等におすすしめし、利用集中を避け、貸室を空き時間なく有効利用できるよう努めます。
- ・貸室利用団体に向け、登録団体交流会で、「ご利用の手引き」を登録団体に配布し、当ケアプラザの利用方法を分かりやすくお知らせします。交流会に参加できなかった団体には

個別に説明します。

- ・ 備品の貸出整備（ボッチャ、麻雀卓など要望の多い備品の購入の検討等）をします。
- ・ 廊下に貸室の最新空き状況がわかる貸館状況を掲示することで、空き室を効率的に予約できるようにします。

【夜間や土・日曜日などの利用促進】

- ・ 夜間に参加しやすい方の利用促進に努めます。具体的には利用の少ない夜間帯に、自治会町内会や子供の会の会合、昼間就労している方々を対象とした自主事業を企画します。
- ・ 土日や祝祭日でもご利用出来る事を、広報誌・ホームページなどの媒体を通じて周知します。

【ホームページでの情報提供】

- ・ 当ケアプラザのホームページでは、施設の概要と催事の案内を中心に情報提供しています。施設で活動されている状況や利用者の声（感想やメンバーの募集等）、当ケアプラザからのお知らせ等の情報提供を行います。

【広報誌『笹野台ケアプラだより』の発行】

- ・ 広報誌『笹野台ケアプラだより』を毎月発行し、ケアプラザの事業内容や各種講座・イベントなどをPR、紹介して施設利用の促進を図ります。
- ・ 広報誌『笹野台ケアプラだより』を担当エリア内の自治会町内会、高齢者施設、障がい支援施設、小・中学校、保育園、薬局、医療機関、店舗等へお届けし、地域住民が笹野台地域ケアプラザの情報に触れる機会を増やすことができるよう努めます。

【魅力ある自主事業を企画実施】

- ・ 子どもから高齢者まで、多世代を対象に地域のニーズにあった自主事業を年間30回を目標として企画し、より多くの方の施設利用につなげます。特に笹野台地区では、健康に関する体操、音楽鑑賞や合唱、教養を身に付け、人間的な魅力を高める事業に関心を持つ方が多くいらっしゃることを念頭に企画します。

平成26年から、月1回開催している笹野台歌声喫茶「ひろば」は、毎回90名以上の参加者が集まり、青春時代を思い出して歌う人気事業です。バスや電車などの公共交通機関を利用して、遠方から来てくださいます。これからも要望に応えた企画を実施いたします。

- ・ 自主事業から自主活動化を促して定期利用に繋げることで、さらなる利用率の向上を目指します。
- ・ 登録団体の成果発表の場、世代間交流やボランティア活動の場づくりに努めます。具体的には「笹ケア文化祭」「キッズday」などを開催します。

笹ヶア文化祭



合唱



動物気功体操



キッズダンス



展示フロアー

イ 総合相談について（高齢者、子ども、障害児・者分野等の情報提供）

高齢者、こども、障害児・者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

【考え方及び提供方法】

晩婚化や女性の就業率上昇に伴い、高齢介護と育児は切り離す事が出来ない生活課題がありますが、これに障害等の要素が加わる事も決して珍しくなく、この場合における主たる介助者の心身の負担は相当なものです（当然、そのような介助者から支援を受ける被介助者も同様に負担を負う事になります）。さらに、そのような状況下において、地域から孤立した状態に陥れば、その発見が遅れば遅れる程深刻な事態を招きかねないのが実情です。このような認識である事を前提に、より良い情報提供が可能となるような取り組みを行います。

- ・地域へ積極的に向き、些細な相談ごとでもケアプラザを活用いただけるよう地域の総合相談窓口としての周知活動や顔の見える関係づくりに努めます。民生委員児童委員協議会との連携、地域会合への出席、地域イベントへの参加、地域の方が集いやすい笹野台会館をはじめとした自治会館での出張講座の実施、地域の店舗・医療機関・郵便局・交番などへの定期的な訪問など、ケアプラザでの自主事業も含めた地域住民と接するすべての機会を地域課題や情報を把握・提供する機会とします。

- ・公的サービスは当然の事、諸問題を抱えた者同士をつなぎ、ピアカウンセリング（当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話しあうことにより、辛さを分かち合い、助言し合っていく）効果を期待できる家族会等のインフォーマルサービスの情報についても、行政等関係機関との連携により最新情報を取得しつつ速やかに情報更新を続けます。

- ・民生委員児童委員協議会、旭区役所担当ケースワーカーとの間で問題を抱える地域住民に関する情報交換を定期的に行い、コンタクトを取るべき方々について把握し、可能な限り早期の訪問を開始します。

- ・客観的に支援を必要とする状況だとしても、個々の世帯により異なる事情や長い年月

を積み重ねて育まれた生活様式や人生観、価値観があることから、拒否や反発を招きやすい画一的な指導的対応は避け、共感的姿勢で接することで信頼関係の醸成を行いつつ、それぞれの事情に応じた解決策を示します。

- ・上記と同時並行で、各関係機関と情報共有しつつ多角的な視点で検証し、より良い対応を常に追求し、独善的な対応とならないよう支援内容について客観性を担保する体制を取ります。

- ・一つの事例について区役所内の複数部署を横断するような複合的課題を持つ場合は、関係部署間を仲介する役割を担います。

- ・介護・育児・障害のいずれか、又は複数の課題を抱える場合、これに付随して各種の虐待や貧困等の課題をも併存している可能性があるため、介護・育児・障害だけでなく、権利擁護や生活保護、消費者問題等にも可能な限り精通するべく、各職員への研修受講を計画します。

上記の支援の積み重ねにより、地域課題を把握し、新たな支援モデルや行政サービスの開発に寄与します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザは、公の施設の管理者として、横浜市から指定されたものであり、横浜市基本構想、市、区、地区の地域福祉保健計画を実現するため、地域ケアプラザの役割を踏まえ、関係機関の情報を把握し、連携して、地域ニーズに即した管理運営を行なう必要があると考えます。

1. 行政機関との連携

地域ケアプラザは指定管理者に指定されると、区長と指定された法人との間で「地域ケアプラザの管理運営に関する基本協定書」（指定期間内）及び「年度協定書」を締結します。この協定書では、区長と指定された法人が「相互に協力し、地域ケアプラザを適正かつ円滑に管理運営するために必要事項を定めることを目的とする」となっています。受託法人は、この協定書に基づき、区役所の指導の下に連携し、地域の様々な課題等に取り組むことが必要であると考えます。

① 地域活動交流

- ・区及び地区の福祉保健計画の推進に、区役所と当ケアプラザが役割分担しながら、時には協働して対応します。特に、地区別計画の推進にあたっては、区役所の支援チームに参

画し、支援します。

- ・健康づくりについては、区役所から受託した各種事業を当ケアプラザで実施します。これらの事業では、区役所と連携を図り対応します。

- ・その他、区が実施する事業や区役所からの情報を基に当ケアプラザで実施する事業などにおいて、区役所と連携を深められるよう努めます。

② 生活支援体制整備事業

- ・生活支援体制整備事業を推進するために、区役所、旭区社会福祉協議会と連携しながら、地域の社会資源の把握に務めます。

- ・担当エリアのインフォーマルサービスの育成と運営、そして継続していくうえで、連合自治会町内会、地区社会福祉協議会、各地域の関係団体と協働で取り組み、情報共有しながら、地域課題の解決に向けて共に協議をしていきます。

③ 地域包括支援センター

- ・地域包括支援センターは地域に開かれた福祉保健分野の総合相談窓口です。地域の方々の相談には、旭区福祉保健センターと連携した対応を要する事例が多々あります。特に様々な要因で支援が困難な事例については、旭区福祉保健センター職員との定例カンファレンス等にて役割分担を明確にし対応します。

- ・横浜市においても予防事業として、平成 28 年度から「きらっとあさひプラン（第 3 期旭区地域福祉保健計画）」が開始されたので「すべての人」が安心して健やかに暮らせる旭区を目指し、区役所はもとより、連合自治会町内会と連携しながら実施します。

- ・主任介護支援専門員が中心となり旭区福祉保健センターと連携して就労予定及び新任の介護支援専門員を支援します。

- ・高齢者虐待等については社会福祉士が区役所その他関係機関と連携して取り組み対応します。

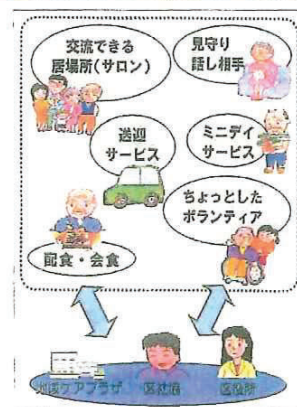
2. 福祉・保健・医療機関との連携

医療保険制度改正による在院日数短縮や介護保険制度改正もさる事ながら、国全体で推し進めている地域包括ケアシステムの実現には、医療と介護の連携がさらに重要となる為、区医師会との連携、情報交換等に努め かかりつけ医、家族、区役所等との橋渡しに努めます。

また、一人暮らしの高齢者の急変時の事態等も病院と連携して対応します。更に、要介護状態の退院者の介護申請代行、受入場所の確保等、病院と連携して対応します。地域中核病院は広域的位置にありますので、上記の取組は地域の介護/医療ネットワークの一部と

横浜市地域包括支援センターの役割と期待

横浜市の地域包括支援ネットワークの構築



して参画し、同様な「医療と介護の連携」を実践できるようにしたいと考えます。今後、自宅で最期を迎えられる方々は増え、在宅看取りを支えるためのニーズは増加すると考えられます。在宅看取りの場合、訪問診療医、訪問看護師、薬剤師、医療機器メーカー、訪問介護、福祉用具貸与などの医療・介護事業者だけでなく、ご逝去後の段取りについて支援してくれる葬儀屋や相続関係を取り仕切る司法書士などの法律職、残された家族を支える家族会など、非常に多様な職種や立場の方が関わります。これらの方々が一つのチームとして円滑にご本人やご家族を支援できるよう、顔の見える関係に代表されるネットワークづくりに努めます。協力医との連携はもちろん、区内近隣の医療機関や総合病院との連携を常に意識し協力体制の確立と、良好な関係性の構築に努めます。

3. 職員間の連携

所長及び5職種（地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーター・包括3職種）は日々のコミュニケーションに加え、情報共有ツールや、相談内容の回覧にて日々情報把握を行っており、職員が休暇中であっても他の職員で対応できるようになっています。加えて毎月定期会議にて各事業担当の動きを確認し、共通の目標である事業計画の進捗も随時確認する事で円滑で滞りなく情報伝達できる職場環境を作っています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

【自治会町内会との連携】

笹野台地域ケアプラザは地域の方と共に自治会町内会をはじめ各団体と協働し連携した地域活動が一番大切な核となるものと考えています。連合自治会町内会の会合に参加することでケアプラザ職員と顔なじみの関係を築き、信頼関係のもと地域が抱えるいろいろな困りごと、課題の把握に努め、解決に向けて地域と共に考え、取り組んでいくよきパートナーとなることを目指します。

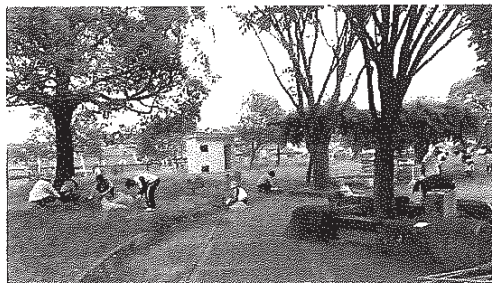
1. ケアプラザ広報誌

ケアプラザ広報誌は自治会町内会で回覧と自治会町内会掲示板への掲示をお願いしています。広報誌を通して地域の方に当ケアプラザを周知し、困ったときのご相談や地域と連携した取り組みや事業への参加を促すことで、ネットワークの基盤となる地域の方との関係づくりにつなげます。

2. 行事への参加

連合自治会町内会主催行事に参加し、交流を深めています。

例えば、笹野台連合自治会主催の「北公園・緑地公園美化清掃活動」は一緒に草取りや掃除を行い、地域の一員として活動しています。皆さんが大切にしている地域をきれいにしていく実感を共に味わうことを心掛けています。防災訓練では、訓練に参加することで皆さんの危機意識を把握し共有しています。



北公園・緑地公園美化清掃活動
「笹野台ケアプラザだより7月号(2019年)」から

笹野台連合自治会主催の夏祭りをはじめ、各自治会町内会主催でお祭り、バザー、餅つきなどの行事が活発に催されています。当ケアプラザ職員が各行事へ参加して地域との交流を深めるとともに、地域の一員としての関係構築に努めます。

下川井町内会主催で行われる行事にも参加し、下川井地区の皆さんと交流を深めています。春の暖かい日には「菜の花まつり」(「追分・矢指市民の森愛護会」と下川井町内会共催)が帷子川源流域にある、「追分市民の森」(矢指町)で開催されます。地場野菜の販売をはじめ、甘酒の無料配布、焼きそばや焼き鳥、20種類の花などの模擬店も出店され、自治会の皆さんに準備や段取りのご苦労のお話などを聞いて顔なじみの関係を気づいています。例年、非常時の備えとして、倒木を燃料とし、緊急災害用煮炊釜で赤飯を炊き、販売をしています。常日頃の防災に対する心構えなどの意識も共有しています。

夏の夕暮れ時に始まる「下川井町内会お祭り」は、伝統的な行事を継承していく地域住民の様子を目にしなが、代々受け継がれていく盆踊りや太鼓の音色に耳を傾け交流を深めています。

3. ケアプラザ周知活動

当ケアプラザの業務内容を自治会町内会の役員の皆様にご理解いただくため、担当職員が定例会に出席し周知活動を行っています。「“地域の身近な相談窓口”何かあったらまずケアプラザへご連絡をお願いします」といったことを中心に、高齢者だけではなく、子育て、障害者等全世代に関するご相談があった場合は、各専門機関につなげることもお伝えしています。

【地区社会福祉協議会との連携】

地区社会福祉協議会は、地域の困りごとを発見し解決に向けた活動を住民同士で話し合い、取り組める民間組織としての「自主性」と、行政や専門家と対等な立場での発言や、共同募金をはじめとする福祉のためのお金を有効に地域で活用できる組織としての「公共性」という2つの大きな特徴を持っています。

当ケアプラザでは、地域課題をどのように解決していくのか地区社会福祉協議会と連携しながら取り組んでいます。高齢化が進む中で、地域で起こる多様化した問題に、現状を

把握し話し合い解決へと取り組んでいきます。

1. ささえあい連絡会

笹野台地区では、笹野台地区社会福祉協議会が中心となり、笹野台地区連合自治会と協働で、旭区地域福祉保健計画地区別計画を策定・推進するために「ささえあい連絡会」を組織しており、笹野台地域ケアプラザでは“支援チーム”として後方支援をしています。地域課題を把握し、安心して自分らしく暮らせる地域を目指し、一人ひとりが“我が事”と思ってもらえるような計画を策定し推進していきます。

第3期地区別計画では、6つのテーマ「ボランティア不足への対応」「小中高生の行事参加」「見守りシステム構築」「青壮年交流の場の創設」「障がい者対応の準備」「高齢者交流の場の拡充」が設定されており、その中で「見守りシステムの構築」「障がい者対応の準備」「高齢者交流の場の拡充」は笹野台地域ケアプラザの職員がメンバーとして、課題把握・解決に向けて、講座企画など後方支援を行っています。第4期では「防災」「見守り」が計画策定されます、これからどのように計画を進めていくかを検討していきます。

2. 行事へ参加

地区社会福祉協議会が主催する行事に参加し、顔なじみの関係性を作っています。例えば笹野台地区では、年度初めに行われる、「連合・社協合同研修会」に、笹野台地区社会福祉協議会、笹野台地区連合自治会、各団体の新旧役員、区役所、小中学校、旭区社会福祉協議会、近隣地域ケアプラザが一斉に集い、紹介、研修会、交流会が行われます。笹野台地域ケアプラザも参加し、心新たな新年度活動を共にスタートします。年明けには「どんど焼き」が開催され、地域の皆さんと一緒に一年の始まりにあたり無病息災・安全祈願をします。顔を合わせれば笑顔でご挨拶ができる間柄を築いています。

二俣川ニュータウン地区社会福祉協議会主催による「福祉まつり」（中沢小学校で開催）へ出向き、二俣川ニュータウン地域の方と交流をはかっています。



「どんど焼き」
笹野台地区社会福祉協議会主催
「笹野台ケアプラダより2月号(2021年)」から



連合・社協合同研修会
「笹野台ケアプラダより6月号(2019年)」から

【かがやきクラブとの連携】

かがやきクラブは、高齢者が地域に住む仲間とともに健康で生きがいを持って充実した生活を営み、社会に役立つ機会や場を提供する団体です。高齢者が利用できる貴重な社会資源を把握するために連携を大切にしています。

特に笹野台地区において、当ケアプラザは、かがやきクラブ笹野台支部の事務局を担当しており、地域で起きている詐欺など神奈川県警からの情報チラシを月1回の定例会にて配布し注意喚起しています。また、かがやきクラブの活動内容を広報誌記事に掲載し、かがやきクラブ未加入の高齢者にかがやきクラブの魅力を伝えるお手伝いをしています。

例えば、9月20日「全国一斉『社会奉仕の日』」について、曜日に関係なく9月20日は必ず北公園と笹野台会館を掃除し、日頃地域の方が使用している公共の場を清掃することで地域貢献を行っている出来事など、あまり知られていないことを広報誌記事に掲載して地域の皆さんにお伝えするなどしています。介護保険とつながっている会員が、かがやきクラブのインフォーマルサービスともうまく連携できるよう、かがやきクラブとは常に連絡を取り合っています。



「笹野台ケアプラザより 10 月号 (2019 年)」から全国一斉社会奉仕の日の清掃後のかがやきクラブの皆さん

【民生委員児童委員協議会との連携】

- ・ 民生委員児童委員は地域住民の立場に立って生活や福祉全般に関する相談・支援を行う地域の身近な相談相手であり、支援を必要とする住民と区役所・地域包括支援センターなどの関係機関をつなぐパイプ役もつとめているとの認識に基づき、信頼関係を構築し連携に努めます。

- ・ 毎月の民生委員児童委員協議会の定例会議に参加して顔の見える関係を強化し、民生委員児童委員にとって当ケアプラザが相談しやすい頼れる存在であることを大切に考えます。

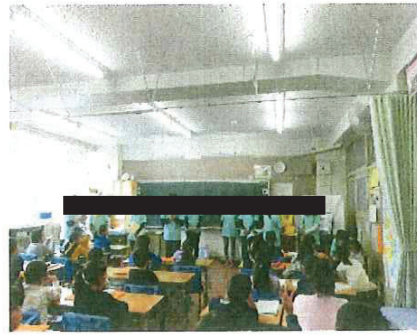
- ・ お互いに情報共有を行い、専門職としての当ケアプラザ、地域に根差した民生委員児童委員、それぞれの強みを活かし、民生委員児童委員の抱える諸課題に対しては主に地域包括支援センターが専門的な立場から支援を行い協働します。

【近隣小中等学校との連携】

- ・ 子どもの頃からの思いやりの心を育み、地域の一員としてのつながりを持つことが、将来の地域を担う人材育成につながると考え、近隣小中等学校との連携を図ります。学校・家庭・地域連絡協議会をはじめ運動会、文化祭などを連携の機会として活用します。

- ・ 障害者や高齢者などとの出会いや、ふれあい体験、認知症サポーター養成講座などの機会を提供することで、身近な人への思いやりの心を育み、違いや多様性を認め合い支え合える意識の醸成を進めます。子どもたちの日常生活ではいじめのないクラスづくりなどにつながると考えられます。

- ・ 横浜市立笹野台小学校の総合学習では「地域ケアプラザってなーに？」の福祉教育で、当ケアプラザの見学を行います。当ケアプラザの登録団体「手話サークルささの手」の聴覚障害当事者を含めたメンバーが講師となり、手話を通じた交流を持ちます。当ケアプラザの強みを活かし、地域と学校の新たなつながりの仲介役も担います。



2019. 1. 10 笹野台小学校 福祉教育 手話体験

・毎年、笹野台地区社会福祉協議会と笹野台小学校が実施する「ふれあい給食」に招待され参加しています。笹野台小学校各クラスの児童が計画・準備・進行を行い、地域の方と交流します。当日は、どの教室でも心輝くふれあい活動が行われ、地域の方々の笑顔があふれます。「ふれあい給食」に参加した職員の事を覚えてくれた子どもたちが当ケアプラザに来館して、交流が深まることもあります。子どもたちとの交流を通じ、当ケアプラザが子どもたちにとってより身近な存在と感じてもらえるように努めます。

・2000年8月から横浜市旭区の児童が福祉の仕事や地域活動に携わる「ジュニアボランティア体験事業」の後方支援をしています。「子どものうちから福祉に関心を持ってもらい、地域や社会を支えてほしい」との思いの発露となっている活動です。特別養護老人ホームで実施されている「さんまを炭火で食べる会」の手伝い、ホーム見学、高齢者疑似体験、当ケアプラザのキッズdayのボランティアなど、活動や学び機会の提供に向けた準備・調整について、民生委員児童委員協議会と協働して取組めます。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

笹野台地域ケアプラザとして地域福祉保健計画や区の事業について、各部門で役割分担と連携を行い区行政との協働に努めます。

『第3期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）』

<旭区・基本理念>

地域で支え合い 健康でしあわせな生活を送れるまち 旭区をつくろう

これら第3期の計画を踏まえて、第4期地域福祉保健計画地区別計画を策定し、具体的なテーマを設定しています。（コロナ感染予防自粛の為、策定延長）

孤立を防ぎ、多様化していく地域住民のお互いに見守り合う姿を思い描きながら詳細計画を区役所、各関係団体、当ケアプラザ協働で推進していきます。

【地域活動交流】

こどもから高齢者、障害者まで全ての人たちが、孤立することなく地域の一員として自分らしく支え合って暮らせるような、住民主体の地域づくりを支援する役割を担います。

1. 旭区福祉保健課との連携

・旭区が推進する「あらゆる世代の健康応援のためのウォーキング」の方針に基づき、区事業の地域住民への周知、普及のための取り組みにおける連携を継続します。これまでも旭区福祉保健課と連携し、ウォーキングスタンプラリーを実施しました。令和2年度にはコロナ禍で運動不足になりがちな地域住民のニーズに応えるため、野外で安心して出来る健康促進事業として、健康プレートをエリア内の公園に設置することを提案し、区・自治会町内会と連携して設置を実現しました。

・高齢者が元気に生き生きと暮らせるように、福祉保健課と取り組む健康スタンプラリーでは、「集いの場」として認知症予防の健康体操、地域の方が集うサロン等を提供します。

・旭区健康づくり係が実施する食生活等改善推進員セミナー修了者が会員として活動する旭区食生活等改善推進員会と共催企画を毎年開催しています。旭区役所健康づくり係の栄養士を講師に招いた講座を実施します。各世代（乳幼児期～青年期、成人期、高齢期）のライフステージに添った内容で、運動・休養を含めた地域の健康づくりと公衆衛生活動の普及・啓発を推進します。

2. 子育て・若者支援事業の連携

・旭区こども家庭支援課の地区担当や子育て支援拠点、主任児童委員、民生委員児童委員と連携し、地域で安心して出産・子育てが出来るよう、地域での親子の居場所、親同士のつながり、子育てなどの相談の場となる事業の実施や後方支援を行います。支援の必要な方を把握した際は、上記関係各署と連携し見守りなど支援を実施します。子育て家庭を支援するとともに、男性を巻き込んだ地域のつながりの場を作るきっかけ作りを目的に父親同士の交流、情報交換が出来るような取り組みを企画します。

・よこはま西部ユースプラザ等関係機関と連携して、ひきこもり等困難を抱える若者の支援に取り組みます。これまでに、広報誌折り、高齢者向け事業の準備・片付け等のボランティアの機会を提供しています。

3. 生活衛生課との連携

・安全で安心な食と生活環境づくりのため、地域のボランティア団体や自治会行事担当の方を対象に、食品衛生係と連携した講習会の実施や情報提供を行い、食中毒の予防啓発に努めます。

・調理室の衛生管理は食品衛生係に助言指導を頂き、当ケアプラザの登録団体が安心して活動が出来るように努めます。

4. 障害者への理解とネットワーク推進

障害に対する理解が深まるように、講習会などを通じて意識の醸成を図ります。

また、区行政(高齢・障害担当者)、関係機関と連携して、障害者が地域で安心して暮らせるように取り組みます。

5. 心の豊かさ推進事業

住民の心豊かな生活を推進するために音楽、美術、文芸、健康、スポーツの文化芸術、若年層のキッズダンスなどを支援します。区民祭りなど区内で展開する様々な活動の情報提供を行い、出演・出展を促し活動の広がりと活性化を図ります。

6. 地域福祉保健計画の周知

区民祭りにて、福祉保健課と来場される全世代の方に地域ケアプラザ及び地域福祉保健計画の周知を行います。

【生活支援体制整備事業】

生活支援体制整備事業は、高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、区役所をはじめ多様な主体が連携・協力する地域づくりを推進していきます。

1. 移動販売について、地域の特性・実情に応じ、旭区役所、旭区社会福祉協議会、地域ボランティア、民間企業など多様な主体による地域づくりを支援していきます。

2. 高齢者の見守り方法について、笹野台地区ささえあい連絡会の「高齢者交流の場の拡充」チームを協議体としてあげ、高齢者の現状、特にコロナ禍において外出ままならない高齢者が何を思い、過ごしているのかを聞き取っていき、どのような交流方法があるのか、見守りが行えるのかなど協議し、各関係機関と情報を共有します。また旭区全体で「見守り」システムが構築されるよう、旭区役所、旭区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、当ケアプラザで話し合いを重ねながら協議を進めていきます。

3. 横浜市、神奈川県社会福祉協議会、横浜市社会福祉協議会、それぞれが主催するコーディネーター研修、連絡会、分科会において事例発表を参考に、地域アセスメントや地域課題の把握などを情報収集、情報交換し、横浜市の目指す「交流・居場所」「生活支援」「見守り・つながり」が循環している生活支援体制整備事業を推し進めていきます。

【地域包括支援センター】

区との事業を通して区と連携協働し、安心・健やかな暮らしを実現できるよう、個別支援を実施するとともに地域ネットワークの構築に努めます。

1. 旭区 SOS 徘徊ネットワーク

対象者を事業に適切につなげ、協賛店の開拓や協力関係の強化、徘徊ネットワークの効果的な運用に寄与します。

2. ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業

旭区高齢・障害支援課地区担当、民生委員児童委員と連携して、支援の必要な方の把握・見守り活動を実施します。

3. 旭区役所地区担当と連携した相談・支援

旭区高齢・障害支援課地区担当との定例カンファレンスで情報共有を行い、様々な要因で支援が困難な事例についてはそれぞれの強みを活かした役割分担で一緒に対応します。高齢者虐待、成年後見制度の区長申立て、生活困窮者支援等、地域住民の抱える課題について地区担当と連携して支援します。

4. 横浜市介護予防普及強化業務委託

旭区高齢・障害支援課地区担当保健師と地域包括支援センターが担当エリアの共通理解を深め、高齢者が虚弱になっても、歩いていく事の出来る身近な場所に、健康づくり・介護予防に取り組むことの出来る様々な活動があり、そこで人とつながりながら健康的で生きがいのある生活が送れるよう支援していきます。元気づくりステーション、みな元気あさひの認定団体を支援し、さらに認定取得団体が増えるよう働きかけます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

超高齢社会の進展に対応する地域包括ケアシステムの推進だけでなく、地域共生社会を意識した全世代を対象とした地域課題に取り組むため、笹野台地域ケアプラザは旭区地域福祉保健計画地区別計画の後方支援を行っています。

地区別支援チームとしては、当ケアプラザの地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターが、笹野台地区「ささえあい連絡会」の地区別支援チームの一員として参加し、旭区役所、旭区社会福祉協議会と共に地域課題を把握、どのように地域へ助言できるかを検討します。ささえあい連絡会に、当ケアプラザ所長、5職種がそれぞれ参加し、テーマごとに職員がメンバーとして参加し活動に取り組みます。ささえあい連絡会では地域住民が中心となり話し合いが行われ支援チームも含めた地域でのニーズや課題の意見交換を行い、共有連携しながら計画を策定推進していきます。その際、当ケアプラザで定期的を開催する地域ケア会議やその他の機会で把握した地域課題についても、ささえあい連絡会にて情報提供を行うことで、新たな気づきへと結びつけることも大切にしています。ニーズを把握することで、対応できそうな社会資源のマッチングなど皆さんで考えていきます。

また、地域の「強み」を把握することが重要であると考え、地区別計画テーマごとの小規模会合にて地域住民、旭区役所、ケアプラザ職員が参加し、区役所からみた地域づくりや地域アセスメントについて話を聞く機会をつくります。地域づくりにおいて孤立防止の観点から「見守り」は基本的な課題となり、コロナ禍で接触が制限される中どのような見守り方法が考えられるのか、地域住民、区役所と共に話し合いを行っていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業）

ア 自主企画事業について

高齢者、こども、障害児・者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【基本姿勢】

- ・地域で展開する自主事業の計画は高齢者分野、子ども分野、障害児・者分野の3本柱を基本とし、どの分野にも偏ることがないように、バランスを取りながら進めます。
- ・自主事業の企画、計画に関しては地域活動交流が中心に取り組むことになりますが、生活支援体制事業や地域包括支援センターと協働し、一部署の事業ではなく各部署の専門職が持つ特性を生かした当ケアプラザとしての事業、質の高い事業を展開できるよう企画します。

1. 福祉保健活動の開発

- ・地域ニーズ（当ケアプラザ事業に期待すること、地域で抱える課題）を把握し、求められる方向性と内容を企画に反映させます。
- ・地域ニーズの把握は、毎月開催の連合自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の会合や地域行事への参加、小学校行事への出席等、様々な機会を通じて実施します。また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターとの情報共有もニーズ把握の重要な機会として活用します。
- ・地域福祉保健の土壌づくりの視点を意識し、住民のニーズにあった内容にとどまらず、意識化されていないが地域福祉保健の実現・発展に必要と思われる内容の事業や提案を行い、地域福祉保健の裾野の拡大に努めます。

2. 自主化への取り組み

- ・当ケアプラザにおいて、企画を行っている様々な分野の自主事業に関しては、早い時期に自主活動となるよう促しながら事業展開を行います。
- ・特に各事業の参加人数に関しては継続的に安定確保するため、新規募集や事業分散等の調整を状況に合わせながら随時行い、自主化した後も安定した活動が継続できるよう支援します。
- ・事業によっては講師の情報提供、自立後の参加費及び講師料に関する条件の調整等を行い、円滑に運営できるように調整します。

- ・自主事業実施期間中にまとめ役となる人材を選出できるよう、利用者アンケート等で、参加者の意向確認を支援し、担い手の選出の目安とし自立後の体制づくりを進めます。
- ・自立後の状況も確認し、参加者が適正な人数になるよう対応をいたします。
- ・自主活動運営の負担が担い手の方だけにかかることが無いように留意し、安定性・継続性のあるサロン活動になるよう協力連携し支援します。
- ・平成 26 年に当ケアプラザ自主事業として開始した「ほのぼの体操」、就学時前の園児と小学生対象の「ヒップホップダンス」、動物気功体操「からだに効く五禽義」が平成 29 年～令和元年に順次、自主活動となりました。また、フラダンスの「ハイビスカス」は登録団体の会員人数が減り、存続が難しくなったため、後方支援として平成 28 年と令和 2 年に当ケアプラザ自主事業として体験会を実施し、事業参加者が自主活動の会員につながった結果、会員数を増やし活動を継続しています。

3. 高齢者

- ・地域の方々との連携で、気軽に安心して参加できる集いや交流の場となる自主事業を企画実施し、地域行事に参加するきっかけづくりを行います。

- ・平成 25 年から開催し、令和元年度に自主化になった高齢者対象の『ほのぼの体操』が安定して活動継続できるよう、後方支援にあたります。

- ・行政が推進しているボッチャ（2020 年東京パラリンピック新種目）の活動を当ケアプラザ事業として推進します。



ボッチャ

先行して各自治会やかがやきクラブで活動するボッチャ団体を当ケアプラザ事業内で紹介し、

ボッチャを通じた地域活動へのつながり拡大を推進し、それによって地域で活動する団体の活性化も図ります。

- ・笹野台地域ケアプラザエリアの地形は、谷と丘が残り現在も起伏の激しい地域です。事業や活動に参加したいが、当ケアプラザに足を運ぶのが困難な高齢者もおられます。より多くの高齢者が福祉保健活動へ参加する機会を得ることができるよう、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターと連携し、住民にとってより身近な場である自治会町内会館等へ出張した事業実施、ZOOM 等の IT を利用した事業にも取り組みます。

4. こども

- ・就園前から小学校までの子ども分野の企画は、子育て中の親も対象に入れることで、事業対象者の幅は広く、それぞれの立場に合わせた企画が必要になります。利用者アンケートの結果を対象別に集計し、対象が求めている内容の講座や事業を行うよう取り組みます。

- ・子どもや子育て世代も当ケアプラザが利用できる事の周知につながるよう、事業参加二

ーズの高い企画に優先的に取り組みます。

・乳幼児の保護者のニーズを適切に把握・理解し、交流の場（子育てサロンなど）の提供、子育てに関する相談など、子育てに関する情報を収め、ホームページや広報誌を通じて地域へ情報を提供します。

・子育て中に息抜きや悩み相談ができるような企画に取り組みます。

・子育てを通じて地域とのつながりができるような事業を企画します。

・親子の触れ合い、子育て世代の交流、ご近所で声を掛け合い誘い合う事で孤立を防ぐことを目的とした事業を実施します。

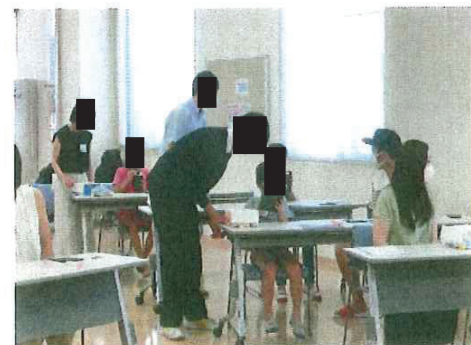


・育児休暇中の保護者が参加出来る 0 歳から対象の人氣事業「親子 de 英語」等を継続します。

親子 de 英語

・笹野台小学校、希望が丘中学校と連携し、笹野台地域ケアプラザの場を活用した授業への協力（総合学習の福祉教育、職業体験など）、小中学校が当ケアプラザに期待する役割の把握と提供に努めます。

・小学生対象の「ケアプラ寺子屋」は夏休みなどの長期休暇を利用した体験型の活動です。自由研究のテーマやより深く科学に取り組み提出できる工作や、将来の仕事を見つける手助けにつながるような内容で行っています。今後も継続実施します。



・子供開放日「キッズ day」は子どもや保護者が当ケアプラザ利用のきっかけを持つことを目的とした活動です。当ケアプラザで活動する子ども団体（キッズダンス）の日ごろの練習の成果発表の場、ジュニアボランティアの活動の場、ボランティアとして当日参加する登録団体と子どもたちの多世代交流の場としても確立しています。子ども達は、車いす体験など福祉の経験と工作や縁日を楽しみ、当ケアプラザを身近に感じてもらっています。今後もより多くの子どもと保護者が当ケアプラザを利用頂けるような機会づくりに努めます。

日光カメラを作って写真を撮ろう
高校生ボランティア

5. 障害児・者

・笹野台地区は第 3 期地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）で「障害者の把握および対応への準備」をテーマにかかげる等、町内会自治会役員や地区社会福祉協議会役員を中心に、障害児・者の理解を深め地域とともに暮らすことを大切に考える風土があります。これまでも障害分野の専門家を講師として障害について学ぶ講座を実施してきており

今後も、地域住民が障害児・者への理解を深める企画を継続します。

・精神障害の方の居場所や地域とのつながりづくりのニーズが特に高いと把握しています。障害者本人が参加できる場として、当ケアプラザ自主事業の企画をはじめ、笹野台地区社会福祉協議会と共催しているお茶のみサロン「お茶べり会」の定期的な実施、笹野台地区社会福祉協議会主催の多世代交流事業「カレーハウス笹野台」の後方支援などを継続します。

6. 分野を超えた事業

・笹野台祭り 盆踊り練習会

「小中学生が大勢会場に来ているのに踊りの輪に入らない」「高齢化で踊り手が少なくなっている」との地域の声から、事業を企画しました。地域の夏祭りに平成 18 年から関わっていて、盆踊り歴 40 年の方に指導を依頼しました。子供会とも協力し、親子での練習を呼び掛け 4 回の開催で述べ 91 人の参加がありました。



笹野台祭り 盆踊り練習会

祭り当日には練習の成果が発揮され、祭りが賑やかになり、地域の活性化につながりました。今後も地域に求められる課題にあった事業を展開します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

福祉保健活動団体及び地域団体が活動する場の提供を行うにあたって、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

1. 効率的な利用への取り組み

- ・受付に最新貸室の空き状況が分かる貸室状況台帳を設置することで、空室を効率的に予約していただけるよう努めます。
- ・登録団体には登録時からおおよその活動予定を決めていただき、できる限り貸室希望日時の重複が無いよう調整を図ります。
- ・曜日、時間の偏りを減らすように利用状況を説明するとともに土日祝日の貸室利用を促すなど、貸室申し込み時に説明に努めます。

2. 利用促進の具体的取り組み

- ・当ケアプラザの利用方法を広報誌、案内リーフレット、説明会等で周知し、「利用しやすいケアプラザ」であることを強く働きかけ、当ケアプラザに対するより一層のご理解をいただけるよう努めます。
- ・毎月発行の広報誌に貸室の利用方法に関して情報を発信して利用促進に努めます。
- ・広報誌で活動の様子を順次取り上げるなど、情報発信することで団体の広報活動を支援し活性化を促進します。

- ・団体間でのスケジュール調整を行い、計画的に各団体にご利用いただけるよう支援します。利用団体にも貸室の調整や譲り合いに協力いただけるよう努めます。
- ・福祉保健活動団体が互いに連携がとれるような関係性の構築を支援します。当ケアプラザのイベント企画に参加してもらう等の協力体制を構築します。
- ・貸室を継続的に団体が使用する場合、備品（機材、大型遊具、書籍、印刷物など）を一定のルールの下にお預かりし、毎回の搬入搬出の手間や保管場所の問題解決を支援します。スペースの割り振りは公正に行われるよう努め、団体相互の理解も得られるよう努めます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1. 基本的な考え方

ボランティアとは、自発的な意志に基づいて人や社会に貢献することを通じて自己実現することと考えます。このことを踏まえながら、笹野台地域ケアプラザとしてはボランティア希望者のコーディネートを行うだけでなく、ボランティア発掘、育成にも積極的に取り組みます。

2. よこはまシニアボランティアポイント登録研修会

地域活動交流事業と生活支援体制整備事業との共催で、よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を年2回開催します。元気な高齢者が地域の介護施設等でボランティア活動を行う事により、本人の健康維持と介護予防、社会参加・地域貢献を通じた「生きがいづくり」を促進するとともにこれらの介護施設等の地域とのつながりの深まりや施設利用者の生活をより豊かにすることを促進します。ボランティアになるための心得や施設で活動する際に必要となる、認知症や障がい者への理解に関する知識もお伝えしていきます。

登録されたボランティアには、地域活動交流部門のボランティア登録をしてもらいボランティア要請があった場合に紹介しています。



登録ボランティアが「感染防止用仕切り」を20ヶ製作。笹野台昼食会、カレーハウス笹野台にて重宝されています。

3. ボランティア懇親会の開催

ボランティアのスキルアップやボランティアの交流、振り返り、発展を目的にしたボランティア懇親会を開催しています。

また、地域の活動を活性化させる為に地域の困りごとについて検討し、解決に向けて働きかけている地区社会福祉協議会の会合をはじめ、多様な会合の情報にアンテナを張

り、ボランティアをしてほしい方とボランティアをしたい方のコーディネートをして地域の活動に繋げるとともに、人材開発と支援体制強化をします。

4. ボランティアのコーディネート・活動機会の提供

貸室利用団体への地域福祉保健活動、学生ボランティアの参加希望者に情報提供を行います。シニアボランティアポイントの活用として、当ケアプラザ周囲と近隣の公園の美化清掃を行う「庭師集団ニワッシー」、高齢者自らの介護予防、生きがい作りと社会参加促進、住民相互の交流を目的として、「畑倶楽部」を立ち上げました。今後も館内に近状報告や募集チラシなど掲示し、積極的に参加していただけるよう働きかけます。

活動のひとつに、慰問ボランティアとして近隣介護事業所へ「五禽戯（ごきんぎ）」（気功の一種）を披露し、共に楽しく体験するなどしました。その際、当ケアプラザの登録団体や地域住民が作成した雑巾を寄付しています。ボランティアを通して、事業所、地域との結びつきを大切にしています。



ボランティア・地域が作成した雑巾寄付



地域交流喫茶シャントイ（認知症カフェ）

ボランティア、地域、利用者との交流

「笹野台ケアプラザだより 4月号(2019年)」から

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1. 情報収集

①社会資源の把握

地域活動交流部門、生活支援体制整備事業、地域包括支援センターは地域におけるボランティア活動団体及び商業施設における企業のボランティア活動の取り組み等に関して広く情報収集を行います。把握できた活動団体とは相互の情報交換を行い、各活動の特性を理解し協力連携を図ります。

個人から団体及び企業に至るすべての活動団体に対して地域の福祉保健活動等の活性化と円滑な運営の為の支援を行い、地域貢献を進めると共に施設利用にも反映させます。

②行政機関

横浜市や旭区の関係機関（保健福祉センターや保健所等）との連携を定期的に行います。

③保健・福祉・医療の各団体

地域内には行政機関以外にも健康増進や介護予防を目的とした活動を行っている機関、団体があります。こうした団体の活動について活動内容を把握し、連携を図ります。

特に民生委員児童委員では高齢者と児童支援に関する活動を多く行っており、各地区の民生委員児童委員協議会の定例会に参加し話を聞きに行く等を通して連携し、地域の取り組みについて把握していきます。また、医療との連携は地域包括ケアの推進において重要な課題の一つとなっています。医師会・歯科医師会・薬剤師会・ケアマネジャー・行政・地域包括支援センターが連携し、地域課題を共有します。

④自治会・町内会

自治会町内会等で健康増進活動や福祉活動に取り組んでいる場合もありますが、当ケアプラザとしての活動内容は主に、「見守り・声かけ活動」「生活支援等の助け合い活動」「体力づくり活動」を想定し企画します。具体的には見守りボランティア、住民支え合いマップ、介護予防体操・講座等、これらの活動を立ち上げ連携してだけでなく、活動の活性化に向けて支援を行っていきます。

⑤ボランティアグループ・NPO

ボランティア団体やNPOの活動内容は多岐に渡りますが、当ケアプラザとして、特に高齢者の孤立防止や生活支援に関する活動を把握していきます。無償のボランティアで活動を行っている団体や、有償で助け合い活動を行っている団体もありますが、それぞれの活動理念や設立の経緯などの把握に努め相互協力体制確立に努めます。

⑥個別事例の情報収集と分析

高齢者等地域住民には既に様々な専門職が生活支援に関わっています。そのため、具体的なニーズや生活状況を把握するため、介護保険事業者や地域包括支援センター等から個別事例を収集し、生活ニーズと支援方法を分析することが可能です。

また、個別事例を通して、地域内で高齢者の生活支援に活用できる社会資源を把握することにつなげます。

⑦行政資料の活用

地域住民の状況は行政の保険年金課・介護保険課等がデータを取りまとめており、また介護保険事業計画では、これまでの推移や将来推計も掲載されています。また、行政計画を策定する過程においては、地域住民の様々な生活ニーズの調査を行政が行い、報告書がまとめられている場合もありますので、こうした既存の行政資料を活用します。

⑧個別訪問・地域住民懇親会

実際に地域住民と関わりを持つ方法として個別訪問・地域住民懇親会等で具体的な生活ニーズを把握します。個別訪問は、心身の状態や生活状況、地域の環境を把握することができるとともに、安否確認や、コミュニケーションの機会として訪問を活用し、対象者との関係性を構築します。

2. 情報提供

- ・福祉保健に関するニーズ把握及び情報提供の拡充を図ります。特にホームページについては、内容の充実と共にアクセスしやすいものにします。
- ・毎月開催の連合自治会町内会、地区社協、民生委員児童委員、老人クラブ等の会合に出席させて頂き、地域の夏祭り、新年会、運動会、防災訓練等への出席、小学校行事への出席等、様々な機会を通じてニーズを把握し、情報を提供致します。
- ・定期的に広報誌を発行し、地域への回覧、町内の掲示板への掲示、医療機関や商店街等へのチラシ類設置依頼を通じて、PR活動を実施します。また、当法人のホームページでも広報誌等の内容を紹介します。

3. 情報活用

- ・収集した情報から地域の状況に合わせた出前講座や地域でのサロンの開催を企画します。
- ・笹野台地域ケアプラザは笹野台地区の外れに立地している事と、近隣は坂や谷が多く当ケアプラザに足を運ぶのが難しいご高齢の方や、障害をお持ちの方が数多くおられます。このような方々も利用できる、より身近な場所として自治会館等をお借りして、健康づくり（体力測定、体操教室等）や、認知症予防、終活セミナー、消費者被害防止講座等を企画し、実施します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

生活支援体制整備事業の目的は、高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために多様な主体が連携・協力する地域づくりを進めていくことです。具体的には「交流・居場所」「生活支援」「見守り・つながり」が充実している状態にしていくことを目指していきませんが、それには様々な方法で地域アセスメントを進めながら地域と向き合っていくことを心掛けています。高齢者のニーズを把握し分析するためには、地域アセスメントを行うことから始めます。

1. 地域の基本的な情報（公開されているデータ入手）

横浜市や旭区役所からの数値によるデータ（人口や高齢化率等）から、特徴や傾向を把握します。地理に関しては、地域の航空写真を入手し昔から現在に至るまでの宅地造成の変遷から、どのように地域が拓けていったのか、そこに住む人の歴史を想像します。駅周辺は深緑の森だけが映っており、どのように町が発展していったのかが分かります。そして国土地理院で公開されている等高線の地図を色別に塗り、写真からでは分からない高低

差を把握し、そこからの生活課題などを想定します。

2. 所内での地域情報を共有

地域包括支援センター、地域活動交流、居宅介護支援部門での情報を常に共有するようにします。地域包括支援センターに日々入ってくる総合相談は、地図上に落とし込み地域の傾向を見ます。地域活動交流での事業で活動する地域住民の方々とは顔なじみの関係を作り、話を聞くことでその人が感じていることの課題やニーズの把握を行います。

3. 地域に出向く

生活支援コーディネーターは地域に出向くとき、五感を働かせながら歩いています。掲示板、ゴミ出しの様子、公園での活動、自治会館から聞こえる人の声、商店街の通りの様子、歩くことにより分かる地形などを意識しながら、地域の雰囲気や今の様子などを感じ取ります。

そして、サロンや集いの場に参加することで、気軽にお話ができる信頼関係を作り、今地域で起きていることを感じていることを皆さんから聞き取っていきます。雑談する内容からヒントとなる話し、キーワードを情報として蓄積し、記録を整理することにより、小さな生活課題を見つけていく地道な作業を積み重ね、地域課題として形になっていく過程に時間をかけていきます。



「笹野台ケアプラダより 7 月号（2020 年）」から自治会掲示板に医療従事者に感謝の気持ちを伝えるチラシを掲示し、掲示板の発信力の大きさを記事にしました。

4. 多様な主体で主催される会合の場で情報を確認

地域の各種団体が開催する会合に参加し、地域活動を運営している立場の方々が、どのような地域課題の捉え方をしているのかを把握し、今まで蓄積してきた様々な地域課題とすり合わせていく作業をしていきます。多方面から話を聞くことで、今まで気づけなかった課題なども把握することができるため、地域との密接な連携は最も大切な作業といえます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

地域住民・組織、施設、企業、NPO 法人、学校等地域の多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

1. 地域住民・組織

地域住民・組織による社会資源は、地域に出向いて可能であれば実際に参加、体験してみることから始めます。体験することで、参加者のニーズがどのような形で受け皿としての社会資源になっているのかを把握します。そして参加者の話から次につながる社会資源の存在の把握と確認作業を行います。



ペタンク



ゲートボール
(団体競技)



グラウンドゴルフ
(個人競技)



新ウグイス会
(カラオケ会)



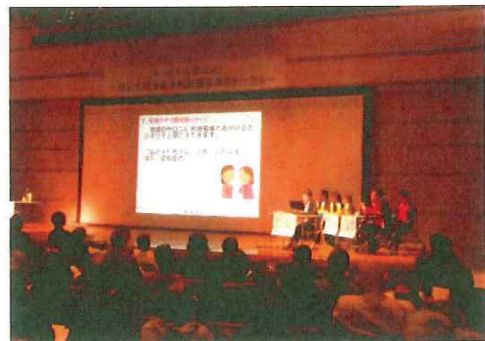
かがやきクラブ
お誕生会

集いの場において、参加者は楽しみながらもそれぞれ役割をもって活動し、参加する目的やどんな方法で交流するのが理想と思うのかを参加者同士の会話から聞いていきます。そして参加者同士が定期的に会って交流することで、参加者の知り合いの近況の把握がどの程度までなされているのか、「見守り」の広がり方も把握していきます。

2. 近隣介護事業所

近隣介護事業所が運営する認知症カフェは、地域包括支援センターと共に参加することにより連携を深め、認知症に関する社会資源ネットワークの拡充を行います。

例えば、旭区生活支援コーディネーター連絡会では 神奈川県社会福祉協議会主催のフォーラムを開催し、近隣のグループホーム「みんなの家・横浜金が谷」に事例発表の依頼、他業種企業 とのネットワークづくりを支援しました。認知症カフェを運営する介護事業所は様々な形で地域貢献を考えています。そんな中、コロナ 禍による交流自粛が認知症カフェ休止という結果を生みました。これからはコロナ禍でも認知症カフェが地域と交流ができるようになるにはどうしたらよいか、後方支援をおこなっていきます。



旭区生活支援体制整備事業フォーラム
やっちゃえサロン!!
「笹野台ケアプラだより2月号(2020年)」
から

3. 学校

多世代交流を目的とする集いの場を作るとき、学校との連携は大切です。地域活動交流部門の協力のもと学校との連携を深めていきます。

生活支援体制整備事業は高齢者を対象とした事業であるため、学校とは一見関わりがないと思われがちですが、例えば笹野台小学校の登下校の見守り活動を、かがやきクラブや

高齢者有志によって行われているケースもあり、このような地域貢献の形を広報誌「笹野台ケアプラだより」の“生活支援コーディネーターより”のコーナーで記事掲載を行い地域住民にお伝えしました。この掲載により笹野台小学校からも活動の詳細を知ることができ、これからも色々な情報共有を行っていききたいという意見をいただきました。地域の子供を地域の高齢者が見守る、また違った形の交流が生まれることを考えながらこれからも学校との関係性を大切にしていきます。



「笹野台ケアプラだより 5月号(2019年)」から単一かがやきクラブ有志による小学校下校見守りを記事にしました。



「笹野台ケアプラだより 11月号(2019年)」から有志による小学校登校見守りを記事にしました。

4. 商店街

月1回、笹野台中央商店会役員会に参加し商店会から見える地域課題、買い物客の生活に密着したニーズ把握などを情報収集します。また、日頃の商店会とのつながりを深めるために地域包括支援センターによる認知症 SOS ネットワーク協賛店登録店舗に毎月広報誌をお配りし、商店会ならではの視点から感じられたことなど話を聞き取っていきます。商店会の地域貢献に関する話題は広報誌「笹野台ケアプラだより」に掲載し地域に伝え、商店会からはインフォーマルサービス情報を提供してもらい、地域や近隣介護事業所ケアマネジャーに対して情報提供をしていきます。



「笹野台ケアプラだより 3月号(2019年)」から笹野台中央商店会の防犯カメラ設置の記事にしました。

5. 企業

当ケアプラザ地区は坂の多い地形が特徴的で、高齢者の買い物支援についての課題解決にむけて話し合いを行っていきます。住民、スーパー、区役所、旭区社会福祉協議会と多くの主体が関わって移動販売について話し合いを重ね、ニーズの把握や、それによる生活課題の解決がどの程度解消されるかなどを共に検討し、取り組みを進めていきます。

また、企業と地域住民との繋がりを重視しネットワークを広げることを心掛けています。例えば銀行が把握している地域のニーズ(相続、成年後見制度など)について話を聞き取り、高齢者は何をニーズとして感じ取っているのかを情報収集、司法書士事務所が講

師として講座担当が可能かどうかなどを確認、様々な社会資源の開拓に力をいれていきます。地域の高齢者が得たいと思っている情報と企業の社会資源を結びつける支援を行っていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

協議体をあげることで、様々な団体により地域課題の解決への取り組みを進めていきます。住民主体による話し合いを中心に、区役所、旭区社会福祉協議会、当ヶアプラザが伴走するようにその都度情報共有し目指す地域像にむけて活動を進めていきます。

笹野台地区ささえあい連絡会の「高齢者交流の場の拡充」チームを協議体としてあげ、自治会会長がグループリーダーとなり、地域に住む高齢者が感じる課題を把握しながら、高齢者が生き生きと住み慣れた地域で過ごすことができるにはどうしたらよいのかを話し合っています。特に、コロナによる自粛は地域住民の交流を分断し、つながることの大切さを思い知らされました。高齢者の見守り方法は今までとは違う、接触をなるべく避ける方法を模索しなければならず、外出がままならない高齢者をどのように健康な状態に保つことができるのかを定期的に協議体として会合を開催し話し合っています。区役所にも参加してもらい、他のエリアと自分のエリアの状況比較や共通点などを探し出すことからはじめ、高齢者のニーズは何かを考えていきます。それと並行してかがやきクラブでの会長定例会でも、独居高齢者の見守りに苦慮されていることが分かり、かがやきクラブ役員にも協議体に加わってもらい、その地区に合った高齢者見守り方法の試みを情報提供してもらい話し合いを重ねています。

様々な立場で活動する地域住民が、その立場での目線で高齢者の声に耳を傾けています。このような地域住民で構成される協議体は、それだけ豊富な地域課題の情報が集結されます。協議体により、目指す地域像を語り、それに向けてどのような社会資源があるかを見つけ、どのように解決に向けて活動していくべきか検討していきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

地域の皆さんに地域の「強み」を知ってもらうことが重要です。知っているようで知らない自分たちの「強み」を認識し、「強み」の活用を行うことで新たなインフォーマルサービスの創成へとつながる、インフォーマルサービスは一から作り出すのではなく、既に地域に存在する「強み」と「強み」の組み合わせが化学反応を起こし新たなインフォーマルサービスを生み出すことが多いのです。

地域の方々が「強み」として思っていないことが実は“貴重”なことであることを知ってもらうことは大変重要です。例えば自宅を開放して集いの場としている「さくら会」は、

とても自然に参加者全員が“お客さん”ではなく“役割”をもって生き生きと活動をしています。小学生登校、下校見守り（別団体がそれぞれ活動）のボランティアは、小学生を安全に登校させたい、または安全に下校させたいというささやかな思いから行動へと掻き立てた活動です。しかしその原動力は地域を安全にしたいという思いからいつの間にか大きな力となって、小学生、保護者、小学校、地域にとってとても貴重な社会資源となって開花します。このような地域の「強み」に焦点を当てて当事者に“気づき”を、そして地域に周知していくことが生活支援体制整備事業の大切な役割なのです。

この気づきの促しを目的に、包括レベル地域ケア会議で地域活動を運営する皆さんと近隣介護事業所ケアマネジャーが一堂に会し、皆さんに対してお伝えできる“自信”を書いてもらい、お互いに閲覧しながら「強み」の情報共有を行いました。また、その地域ケア会議では近隣介護事業所ケアマネジャーに、ケアプランで活用できるインフォーマルサービスを情報提供し、ケアマネジャーからの必要と思われるニーズを教えてもらい参加者で共有しました。

人、モノ、情報、ネットワーク、ありとあらゆる地域に存在するものが社会資源であり、どのように組み合わせしていくか、つなげていくのかがインフォーマルサービスの創出のカギとなります。生活支援体制整備事業は高齢者対象の事業ですが、地域共生社会において多世代にわたる包括的な“地域支え合い”が叫ばれる時代、「共助」（住民による助け合い＝インフォーマルサービス）の重要性を認識しながら、高齢者だけでなく様々な年代の埋もれたニーズを意識しながら住民主体によるサービス創成、継続そして発展していけるよう共に考え支援していきます。

現在、買い物支援の課題解決のため、移動販売の話を進めています。笹野台地区社会福祉協議会、地域、スーパー、旭区役所、旭区社会福祉協議会、ケアプラザと共に協議を行っているところです。場所の選定や今までの地域住民の買い物支援について把握したニーズ、地形による買い物困難に関する要望など、意見を整理しながら、買い物支援とそこに集いの場などを創ることができるかどうかを検討していきます。

また旭区内全体で、地区社会福祉協議会主導による「見守りシステム」の構築と活動開始に向けて検討を重ねていきます。令和3年度よりスタートさせるために、生活支援コーディネーターはエリア内の「見守り」の必要性和現状の把握を担い手と協働で進めていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

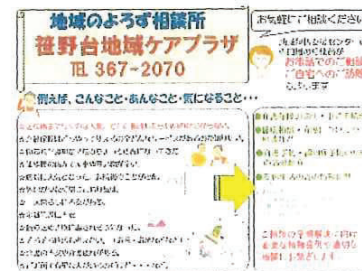
ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえ、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

当ケアプラザの担当地域は連合自治会町内会、地区社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会、かがやきクラブ等地域の諸団体が自主的かつ活発に活動をされている地域です。また、地域の行事や様々な会合を通じ情報共有や協働が図られています。総合相談支援では これら地域ネットワークと連携して業務を遂行します。

1. 地域諸団体への情報提供として、連合自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、かがやきクラブ等の定例会に職員が出席し、当ケアプラザの事業や地域包括支援センターの活動内容等の説明を行います。各会の役員・委員の皆様には、地域包括支援センターの業務内容を適切にご理解頂けるよう努めます。また、団体のご了解を得た上で構成員の方からのニーズ把握に努めます。

2. 地域の相談窓口としての周知を図るため自治会町内会の定例会で『地域のよろず相談所 笹野台地域ケアプラザ』を配布・説明の機会をいただき、働き世代を含めより多くの地域住民の方が当ケアプラザを知ってくださるよう努めます。



地域のよろず相談所

3. 当ケアプラザの広報誌「笹野台ケアプラダより」で当ケアプラザおよび地域包括支援センター事業等の広報を行います。連合自治会町内会、地区社会福祉協議会等のご了解を得たうえで自治会町内会の回覧文書と一緒に回覧（及び掲示板への掲示）をして頂けるよう調整を図ります。また、エリアの医療機関・居宅介護支援事業所・サービス提供事業所等には、顔の見える関係構築のために直接届けます。

4. 所管の交番・郵便局に毎月1回訪問し、顔の見える関係の構築に努めます。

5. 把握した課題について、旭区福祉保健センターと連携して解決に努めます。特に虐待事例や悪質商法・特殊詐欺被害事例等については、旭区福祉保健センターに加え、旭警察署、所管交番と適宜連携して解決に努めます。民生委員児童委員とタイミングよく情報共有を行い地域住民への被害を予防するための注意喚起につなげます。

6. 上記の課題のなかで、介護保険の制度理解や介護予防事業の啓発など、広く地域住民に知っていただく必要がある事項については、地域住民を対象とした講演会、研修会等を実施します。その際、地域のニーズにより適切に対応するため、自治会館及び集会所で開催が望ましい事項については、連合自治会町内会、地区社会福祉協議会等と共催して実施します。

7. 相談には「すぐやる」をモットーに迅速な対応に努めます。相談業務において、その都度経過をデータ入力し、システム化により地域包括支援センター職員が常に状況把握でき、だれもが対応ができる体制を継続していきます。

8. 担当ケアマネジャー候補者の紹介にあたっては「ハートページ」等の情報を活用して、ご利用者・ご家族に必要な情報を提供し、ご利用者・ご家族が適切な事業所等を選ぶことができるようにします。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえ、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 日々の相談業務ではたくさんの認知症の方、またはご家族からの相談が入ります。早期発見・早期治療に繋がられるようにご家族ともども情報提供や支援をしていきます。また、医療機関やケアマネジャーと連携して対応をします。

2. 地区内には横浜市認知症医療疾患センターでもあるほうゆう病院があり、近隣エリアには神奈川病院やあさひの丘病院があり、各医療機関と連携がとりやすい立地です。受診や相談に迷いがある方がたくさんいますが、各医療機関の総合相談室や認知症初期集中支援チームと連携しながら支援します。

3. 地域の幅広い年代や職域の方が認知症を正しく理解する機会を得られるよう、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の方やそのご家族を温かく見守る地域の輪がさらに広がるよう努めます。



認知症サポーター養成講座

4. 介護者支援として『介護者の集い』の定期開催を継続します。当ケアプラザに加え地区内の小規模多機能型居宅介護事業所での開催など、介護者が参加しやすい環境づく

くりと地域ネットワークを生かした支援に努めます。

5. 地域には認知症の方を自然に見守り、手助けをする住民同士の関係が多く存在しています。このような関係性を継続し、認知症の方が住み慣れた地域で長く安心して過ごすことができるよう、地域ケア会議を活用してケアマネジャーなど介護専門職と地域のつながりをつくり、認知症の方の地域での暮らしを支えるネットワーク構築に取り組みます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえ、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持しつづけていきたいというのは人々共通の願いであらうと考えます。一方で、高齢者が生活に困難を抱えた場合、地域住民及び民生委員等による支援や介護保険サービスの導入のみでは尊厳のある生活の維持が困難な場合もあります。これを踏まえ、以下のとおり対応します。

1. 高齢者に対する虐待は、高齢者の増加とともに社会問題として広く取り上げられていますが、虐待が家族などの介護者によって行われる場合や虐待として認識されない等の課題により顕在化しにくいことも事実です。今までの旭区全体の状況と実績を事例検討し、虐待に関する相談及び対応を進め虐待の実態を的確にキャッチし迅速に対処できるよう、地域包括支援センター職員は総合相談から各種事業までのあらゆる場面の中で虐待が疑われる情報をすばやくキャッチし、専門性に基づいて行動しなければならない点を常に留意して対応していきます。

2. 令和元年度旭区在宅高齢者虐待防止事業報告では虐待と判断したうち「認知症がある」と判断されるケースは [REDACTED] です。認知症の予防や症状についての啓発活動は虐待の芽を摘む有効な手段と考えられ、講演会や地域住民向けの実践講座等を通して普及啓発を行います。

3. 当ケアプラザ地区では認知症を発症された独居高齢者や親族と関係性が希薄な高齢者が年を重ねて今後への備えを検討される高齢者、など成年後見制度を必要とされる方の相談が増えており、今後も一層の増加が予想されます。地域包括支援センターは、成年後見制度の的確な活用につながるよう、個別の支援はもちろんのこと、地域住民を対象として専門職（弁護士・司法書士など）による講座・相談機会の提供などの啓発活動を実施します。

4. 高齢者の消費者被害の防止として、旭警察と連携し講師を招いて講演会等を定期的を実施します。笹野台地区消費生活推進員と共催し高齢者への詐欺被害に関する啓発活動を継続して実施します。また、警察からのFAX等での被害情報を掲示し、来館者への周知、ケアマネジャーや民生委員・児童委員等への情報提供を通じて詐欺被害を防止する取り組みを継続します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等について

地域性を踏まえ、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

1. 地域住民等との連携

①地区社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会と協働し、相互理解を深めるための勉強会等を開催します。勉強会の議題は各会と地域包括支援センターの共通課題の解決に向けた内容とします。

②包括レベル地域ケア会議においても①で得られた情報を必要に応じて地域課題として検討することも想定し、常に課題発見に向けて努力します。

③民生委員児童委員協議会の場で、地域包括支援センター職員との情報交換会を開催し相互に顔の見える関係を築くと共に、双方が持つノウハウや知識について一定基準を満たす事ができるよう努めます。

2. 医療機関、居宅介護支援事業所との連携

①当ケアプラザ地域包括支援センターでは、医療機関との顔の見える関係性の構築のため、広報誌等を持参し、毎月担当圏域の医療機関（病院、診療所等）に訪問しています。地域住民が利用されることの多い横浜旭中央総合病院、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、上白根病院、神奈川県立がんセンターの医療相談室およびひかりが丘内科・在宅クリニック、ゆう在宅クリニック、めぐみ在宅クリニックなどの在宅療養支援診療所とは緊密な連携を継続します。

②居宅介護支援事業所等との顔の見える関係性を構築し、ケアマネジャーのニーズを把握し、その課題解決のための支援に努めます。

③医療機関や居宅介護支援事業所といかに緊密な関係性が構築されていても、対象者の急変、虐待等の理由により支援困難な事例が発生する場合があります。その際は対象者の心身の安全を最優先事項とし、介護保険サービス事業所や医療機関等の関係機関と協働して速やかに対応します。

3. ケアマネジャーへの相談助言、新任ケアマネジャーの育成支援

ケアマネジャーは、介護保険制度その他関連法令に則り利用者や家族の相談援助、支援計画作成、サービス調整を行う職種ですが、社会がケアマネジャーに求められる能力は年々高まっています。人口の高齢化が進むにつれ、一人暮らしの高齢者の方が増え、更に医療保険制度改正により入院日数も短くなり、重い症状を抱えながら退院、ご自宅で一人での生活を余儀なくされる方が多くなっているからです。

ケアマネジャーに求められる要素としては、介護保険制度や相談援助技術は勿論の事、それに密接に関係する医療的知識に加え、障害者サービスについては障害者総合支援法、生活保護制度、横浜市独自事業、日常生活全般に関与してくる民法など、知らなければならぬ知識・技術は限りなく存在します。

これを全て個人で習得しているケアマネジャーの存在は極めて稀であり、多くは個々のケアマネジャーが持つ固有の知識・技術を共有し、協力し合いながら業務に当たっているのが現状です。

①自己研鑽では社会が求める能力の獲得に無理がある現状を重視し、私たちは地域のケアマネジャーが必要な知識と技術が獲得できるよう近隣の若葉台



ケアマネジャー事業所連絡会

地域ケアプラザ、川井地域ケアプラザとの共催で「ケアマネジャー事業所連絡会」を定期開催します。その際には、地元で活躍する専門職の方を講師として招聘する事で、顔の見える関係づくりにも寄与します。

②支援が難しい方の相談や、法解釈問題などに対応し、ケアマネジャーが一人で困り果てる事が無いように事例検討会、情報交換などのケアマネサロンを行います。

③ケアマネジャーは必ず指定居宅介護支援事業所に所属しますが、小規模事業所では、ケアマネジャーの人数が少ないが為に、十分な教育を受けられないまま業務に就かざるを得ない事例が少なからず存在します。そのような事業所に所属するケアマネジャーの教育実習を受け入れる事により、地域のケアマネジャーの質の底上げを行い、その結果、地域住民へのサービスの質の向上に寄与します。

④年度の前期、後期の年2回、主任介護支援専門員が中心となり旭区福祉保健センターと連携して就労予定及び新任の介護支援専門員を支援します。

4. 在宅医療・介護連携推進事業

①医療保険制度改正による入院日数短縮や介護保険制度改正もさる事ながら、国全体で推し進めている地域包括ケアシステムの実現には、医療と介護の連携がさらに重要となる為、旭区医師会との連携、情報交換等に努めます。

②緊急性が高く、かつ医療ニーズの高い相談者に対しては旭区在宅医療相談室と連携し、切れ目のない在宅医療・介護サービスに繋がられるよう支援します。

③日頃の個別ケースを通じた医療・介護連携の事例の積み重ねを支援者が活かせるよう、ケアマネジャー事業所連絡会やケアマネジャー連絡会（けあまねっと旭）等での事例検討を通じて共有を図っています。

④協力医との連携はもちろん、区内近隣の医療機関や総合病院との連携を常に意識し協力体制の確立と、良好な関係性の構築に努めます。一人暮らしの高齢者の急変時の事態等も病院と連携して対応します。

⑤要介護状態の退院者の介護申請代行、受入場所の確保等、病院と連携して対応します。地域中核病院は広域的位置にありますので、上記の取組は地域の介護・医療ネットワークの一部として参画し、同様な「医療と介護の連携」を実践できるようにしたいと考えます。

⑥今後、自宅で最期を迎えられる方々は増え、在宅看取りを支えるためのニーズは増加

すると考えられます。在宅看取りの場合、訪問診療医、訪問看護師、薬剤師、医療機器メーカー、訪問介護、福祉用具貸与などの医療・介護事業者だけでなく、ご逝去後の段取りについて支援してくれる葬儀屋や相続関係を取り仕切る司法書士などの法律職、残された家族を支える家族会など、非常に多様な職種や立場の方が関わります。これらの方々が一つのチームとして円滑にご本人やご家族を支援できるよう、顔の見える関係に代表されるネットワークづくりに努めます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別の事例について検討する「個別レベル地域ケア会議」と地域に共通する課題について検討する「包括レベル地域ケア会議」を実施して、高齢者個人に対する支援の充実、高齢・障害者を支える社会基盤の整備（地域づくり）を行います。地域ケア会議では地域の支援者を含めた多職種が参加できるよう調整し、各職種の専門的視点を交えて意見収集・内容の把握と推進に取り組みます。

【個別レベル地域ケア会議】

1. 個別事例をケアマネジャーから挙げてもらい、今までケアマネジャーや介護保険のサービス提供事業所だけで解決方法を考えていた課題について、地域包括支援センターの3専門職種（保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）や、医療・介護関係者以外の専門職、地域関係者（民生委員児童委員協議会、かがやきクラブ、地区社会福祉協議会、本人と関わる地域住民）、家族などが参加し個別課題解決の話し合いを行います。内容によっては本人が参加することもあります。
2. その結果、新たな視点での解決方法が見つかる場合もありますし、仮に解決策が見つからない場合でも、地域住民が本人の状況を理解され、本人が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続することにつながります。地域住民とケアマネジャー等介護保険サービスの相互理解や連携にもつながります。また、地域住民の有志が新たに集まる機会を提供でき、その集まりを端緒にして全く新しい連携関係が地域に作られる事も期待できます。そのような連携関係が自然発生的に作り上げられる事により、地域において新たに問題が発生する事そのものを予防する会議としても機能できるよう体制構築を進めます。
3. 介護保険サービス等の公的サービスにつながないケースに対する支援方針についての検討の場としても活用します。
4. 地域ケア会議を積み重ねる事で地域課題を明確にし、課題を正確に把握することで困難な個別ケース課題の早期解決・問題の長期化の予防につなげます。

【包括レベル地域ケア会議】

個別レベル地域ケア会議、総合相談支援やケアマネジャー支援などから得た地域の課題について、地域関係者・ケアマネジャー・当ケアプラザ各事業担当者（地域包括支援センター・生活支援コーディネーター・地域活動交流コーディネーター・所長）を中心に、内容に応じて医療・介護関係者以外の専門職など より広い関係者が参加して地域課題解決に向けた話し合いをします。



包括レベル地域ケア会議

笹野台地域ケアプラザでは、以下のような規定に則って地域ケア会議を開催、運営します。

1. 「参加しやすい地域ケア会議」

- ・地域ケア会議を効率的、有意義な内容にするために、参加いただく民生委員児童委員協議会や、自治会町内会の皆さまに対し、その目的やお話しいただきたい方向性等を事前に伝える等、円滑に会議を進行していくための準備を徹底します。
- ・個別レベル地域ケア会議は可能な限り、より身近な自治会館で実施します。
- ・限られた時間内で方向性を損なわずに会議を進めていく、中心となるファシリテーター（進行役）の技術向上も必須と考えます。

2. 医療と介護、地域住民との融合（多種多様な医療介護専門職、医師の参加）

- ・地域が持つ資源や能力を最大限に活用すべく、民生委員児童委員協議会、連合自治会町内会等からの意見はもとより、介護・医療の専門職それぞれが、客観的な意見を取り入れながら検討し得る会議体を目指します。
- ・当ケアプラザの協力医は希望が丘いずみクリニックの山田浩人院長です。第1金曜日と第3月曜日の月2回来館され、地域の方や、笹野台地区の居宅支援事業所のケアマネジャーから医療相談を受けています。また地域包括支援センターが担当する事案（地域ケア会議・困難ケース）に対しても医療の面から助言をいただいています。当ケアプラザ運営協議会のメンバーとしてもご協力いただいています。今後も連携を継続します。

3. 方向性に対応を確認する地域ケア会議

- ・個別ケースの検討を多種職で行う個別レベルを始点として、包括、区、市のレベルでの地域ケア会議といった重層的に構成されるべきという横浜市の施策に則り、地域課題をより広域なレベルでの検討につなげ、その成果を地域にフィードバックし、資源開発や政策形成を目指します。
- ・個別ケースに関しては、多角的な視点から5W1Hを踏まえての役割分担と、支援の方向性や、今後の予想されるリスクに関する対応を明確にします。
- ・現状の地域における社会資源の限界点についても議論し、新たな支援の枠組みや行政

への提案等も含めて、上位の地域ケア会議での議論へつなげられるように努めます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

【人員確保・育成について】

1. 事業実施にかかる人員の確保

・地域包括支援センターは、原則、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師（経験のある看護師）の3職種3人体制で、介護予防ケアマネジメント事業を進めていきます。

・専門職人材は法人内の異動及び新規採用によって確保します。秀峰会では法人全体の有資格者（ケアマネジャー402人、主任ケアマネジャー99人、看護師（正・准）351人、社会福祉士87人。令和2年3月末現在）から、その任務にふさわしい人材を選抜し7ケアプラザに配置しています。当ケアプラザにおいても、人員を確保し適正に配置しています。

2. 人員の育成計画

当法人では職員の定着とES向上を目的とした教育部門があり、職員の自己研鑽を支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

【業務委託についての選定方法】

1. 業務委託についての選定方法

・介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが包括的支援事業全体の円滑な実施を考えた上で、業務を指定居宅介護支援事業所に委託し、相互に協働しながらの支援が可能です。

・委託先選定に関しては、利用者の意向、事業所全体として様々なケースへの対応力の有無、担当ケアマネジャー不在時における相談連絡体制など総合的に勘案して利用者にご提案します。

・業務委託する際は、指定居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの契約を利用者の同意を得たうえで行っていきます。

2. 具体的な支援内容の計画

・要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象者と判断できる者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的、効率的に実施されるよう必要な支援を行います。

・今後、対象の高齢者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、対象の高齢者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるように支援します。

・「ハートページ」の活用等によってご利用者・ご家族が十分な情報の中から適切な選択

ができるようにします。

・以下①～④の手順で介護予防ケアマネジメント業務を実施します。

①課題分析(アセスメント)…日常生活の状況、生活機能の低下の原因や背景などの課題を明らかにします。

②目標の設定…課題分析の結果、個々の対象者にとって最も適切と考えられる目標を設定します。

③モニタリングの実施…介護予防事業が実施される間、地域包括支援センターは、必要に応じて、その実施状況を把握し、当該事業の実施担当者等の関係者の調整を行います。

④評価…事業の実施担当者からその事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ、対象者及び家族との面接等によって各対象者の心身の状況等を再度把握し、適宜、介護予防ケアプランの見直し等を行います。

その他居宅要介護支援被保険者に係るものと共通する点については、後述の(5)居宅介護支援事業を参照ください。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

介護保険で要介護(支援)と認定された65歳以上の高齢者の8割が75歳以上の高齢者で介護が必要になった生活機能の低下の原因は、廃用症候群(筋骨格系疾患のように、廃用(使わない事、生活の不活発、安静)で起こる全身の心身機能、生活機能の低下)が原因で要介護状態になるケースが増えています。

『介護予防とは、元気な人が要介護状態にならないように、また介護が必要になった人もできるだけ機能を維持改善できるようにすることで、元気な「今のうちから始める介護予防」が大切です。(横浜市介護予防ガイドブックより)』と示された方向性に基づき、事業を展開します。

【普及啓発の流れ(概要)】

①連合自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、かがやきクラブの定例会等に出向いて、地域ごとのニーズ把握を進める。

②ニーズに則した広報誌(及び説明チラシ)を作成する。

③職員が各会、各クラブに出向いて、介護予防事業の必要性の説明を行なう。

④上記③にて各会役員の下承(ご理解)を得て、参加者の募集(地域の回覧板、自治会町内会会館へのポスター掲示等)を行う。

⑤各会、各クラブに出向いた際に、各会役員に報告(成果、反省点、次回の展望等)を行う。

【介護予防事業について】

- ・介護予防に取り組む個人が気軽に負担なく継続できる取組を地域の方に提案し、自発的な介護予防活動と呼びかけます。グループ活動やイベント情報の提供などを通じてウォーキング、体操等への参加を促し、個人が楽しみながら取り組めるきっかけづくりをします。
- ・自主事業の企画、運営を通じてグループで取り組むプログラムを地域の方々に楽しみながら参加して頂けるように取り組みます。特に「元気づくりステーション」事業には、当ケアプラザ貸室での実施に拘らず地域内の様々な施設と連携して活動場所を広げながら取り組みます。
- ・現在介護予防に資する活動を行っているグループに対しては情報提供や研修の紹介広報活動などの支援をします。

1. 元気づくりステーション

笹野台地区には現在2か所の元気づくりステーションが活動中です。

・スクエアステップ笹野台

スクエアステップインストラクターが1名在籍しており、その指示を仰ぎながらリーダーが主となり、活動をしています。参加した月のみ500円で他の参加条件はなく、30名超の参加人数です。活動を終了したサークルからの参加者も多く人気があります。情報提供や広報活動を行いながら、今後も後方支援をしていきます。



スクエアステップ笹野台

・笹野台ノルディックウォーキング倶楽部

ノルディックウォーキングのインストラクターが5人在籍しており、毎週日曜日に運動しながら会話ができるサークルです。会費や参加条件もなく気軽に参加できるという事で人気があります。情報提供や広報活動を行いながら、今後も後方支援をしていきます。

2. GoGo 健康

一般高齢者や要支援の認定を持つ高齢者に対し、介護予防の知識と技術を学ぶ機会を定期的に提供し、高齢者が自発的に健康活動や介護予防活動に取り組める事を目指し運営します。自分で「介護予防」に取り組むことが大事と考える地域の方のニーズに合わせ、栄養講座や運動講座、口腔講座、認知症講座等の幅広い内容で活動します。



GoGo 健康

【自治会町内会での出張講座】

地域の方にとって身近な自治会町内会会館で講座を実施する事で当ケアプラザと顔の見える関係作りができると共に、日頃の生活習慣や健康介護予防について考えるきっかけ作りができるよう、地域包括支援センター職員が出向き介護予防の体操や、消費者被害の注意喚起認知症の講座、健康講座、地域包括支援センター・行政や警察等の各関係機関からの情報提供等を行います。



弥生会 出張講座

当ケアプラザからは遠く、当ケアプラザでの活動に参加することは困難を伴う高齢の方々にとって、身近な地域に出向き色々な活動が実施されることは不可欠と考えます。出張先の場所も含め関係団体等としっかり協力し、十分な準備のもと出張講座の開催回数を増やし、より充実した内容となるよう努め、担当地域の多くの皆様に介護予防事業への参加が可能となるよう事業を展開します。

(語尾の統一した方が) します。ています。ですなのか・・・

【笹野台地域ケアプラザの介護予防事業について】

・当ケアプラザにおいては、当法人内の6地域ケアプラザ(川井、白根、二俣川、城郷小机、中村、馬場)で行っている事業を参考にしつつ、地域の特性に合わせた笹野台地域ケアプラザ独自の事業として発展させます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源と有機的に連携するためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1. 地域包括ケアシステムが構築され、かつ有効に機能するためには、家族や近隣住民、民生委員児童委員協議会、ボランティア等のインフォーマルサービスと、関係行政機関、保健・医療・介護の専門職機関や団体等のフォーマルサービスが連携することが不可欠であり、解決すべき課題に応じて必要な支援体制が構築できるよう目的に応じて自在に変化できるネットワークを構築することが、地域包括支援センターの「総合相談・支援事業」として、また「地域ケアプラザの基本的機能」として、各職員に共通する業務に位置づけられ、取り組んでいます。

2. 地域包括支援センターは、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門知識や技能を活かし、縦割りで業務を行うのではなく地域活動交流とも情報の共有や相互の助言を通じて、地域の包括的なネットワークの構築・支援を行います。

3. 地域包括支援ネットワークは、地域の実情に応じて構築されるものですが、構築のためのひとつの手段として、国の通知「地域包括支援センターの設置運営について」において、「行政職員、地域包括支援センター職員、介護サービス事業者、医療機関関係者、民生委員・児童委員協議会等から構成される合議体（以下「地域ケア会議」という。）の開催が示されています。介護保険法の規定に、地域包括支援センターと関係者との連携努力義務が新設された背景には、次に述べる機能を効果的に遂行することをねらいとしたものであり、地域ケア会議については、こうした機能を地域において実現していくことが求められます。

①個別ケースの支援内容の検討を通じ、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握に取り組みます。

②その他地域の実情に応じて必要と認められる事項について検討します。

③多職種による個別ケースの検討や課題分析を行うことは、単に個別ケースの解決が重要という意味だけでなく、個別の検討を通じて地域における支援体制づくりに繋げる目的も含んでいます、更にその地域に不足している資源を開発していくことや、地域の課題の解決のために必要な政策形成に繋げていくことを目指します。

地域ケア会議において、最近の取組として生活支援コーディネーターが中心となり社会福祉協議会、自治会、かがやきクラブ、近隣店舗など地域のインフォーマルサービスの活動を網羅した冊子を作成、地域住民、地域の方の支援を担当しているケアマネジャーに配布しました。地域の方々には、あらためて自分たちの地域の活動を確認していただき、ケアマネジャーが利用者に地域資源のインフォーマルサービスを紹介でき、活用できるようネットワークを構築しました。今後は毎年、インフォーマルサービス情報の更新、見直しを継続し、ケアマネジャーへの情報周知に取り組みます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、指定介護予防支援事業者との連携体制を含め居宅介護支援事業をどのように展開していくか、記載してください。

【公の施設における事業提供】

当ケアプラザは公の施設であり、「住み慣れた町で健やかで安心して暮らし続ける」ための地域福祉保健活動の拠点です。ここでの居宅介護支援サービスの提供は、このことを踏まえて次のような事業展開を行います。

・ケアマネジャーにとって重要なアセスメント能力は、日々研鑽が必要と考えます。適切に調べ整え多職種で正しい情報のもと協働支援が行えることが地域連携スキルを備えたケアマネジャーであるため、事例検討会等定期的に開催するなどし研鑽に努めます。

- ・旭区医師会 薬剤師会の先生や医療連携拠点には日頃から地域包括支援センターへ協力頂いて質問や協働しやすい環境であるため、医療ニーズの高い方々に対しても支援できるよう、医療知識の習得を行っていきます
- ・地域包括支援センターを併設している強みを生かし、困難ケースの相談・同行訪問や介護予防支援の受託等に連携・協力して対応します。
- ・笹野台地区のみならず、区内他地区、区外近隣にも対応します。
- ・法制度のみならずインフォーマルサービス等も理解し、在宅生活が円滑に継続できる提案ができるケアマネジャーを育てます。

【居宅介護支援事業の運営方針】

1. 心と心のふれあいを大切に、地域に密着したサービスの提供を目指します。
2. 生活の質を維持、向上させることで、住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、思いやりと優しさをモットーに支援いたします。
3. その人らしい生活を可能な限り在宅で継続できるよう、利用者や家族の立場にたって、一緒に考えていきます。
4. 介護保険制度を熟知し、情報交換や業務改善会議及び研修等を実施し、ケアマネジャーの質を高めていきます。
5. 横浜市からの委託による認定調査を受託し地域に貢献いたします。
6. 利用者や家族のプライバシーに深く関わる事業であり、個人情報の漏えいが無いよう、関係法令及び守秘義務を厳守します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料提案の収支予算については、秀峰会が7ヶ所のケアプラザを運営してきた実績を元に算出しております。具体的な数値については別紙様式3をご参照ください。

サービスのための経費・修繕費など、全体にかかる費用については、事業特性を踏まえた上でサービス受益者人数や事業内容等に基づく「全体費用の適正な負担比率」が必要と考えます。

修繕費については現状年間一律に60万円までとなっておりますので、この範囲内に収まるように計画的に修繕等を行い、これを超える分については区と協議して進めて参ります。

また、経費按分の比率については当該経費の性格、および各事業の年間計画等によって負担割合を検討します。事業計画の変化に合わせて見直しを行い、適切な状態を維持します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1. 利用料金の収支の活用

指定管理料で運営する地域活動交流事業のうち貸室については目的外使用を除き利用料金は徴収しておらず、また、目的外使用で利用料金を徴収したものは横浜市に納入しています。地域活動交流で行っている自主事業については、横浜市の利用料金制度に則り、地域ケアプラザで材料費等を参加費として個人負担にすることができるとなっています。利用者に適正な参加費をお願いし、事業に活用します。また、当初指定管理料及び追加の指定管理料を合わせても、地域活動交流及び地域包括支援センター事業の事業額が上回る分は、法人が補填します。

2. 運営費等について低額に抑える工夫

横浜市からの公的資金も注入された当ケアプラザの運営は、事業等の執行を能率的、効率的に行うとともにあらゆる経費を低額に抑えることが必要と考えます。具体的には、以下の取り組みを行ってきましたが、より一層の経費節減を図ります。

①物品購入にあたっては常時「必要最小限の数量」とし、余分なストック等を抱えないようにします。ストックが多くなると節約の意識低下を招き、保管場所等のコストも膨らむため、定期的に購入する消費財（清掃用消耗品、紙類、文具全般）についてはこまめな購入を心がけます。ただし、信頼できる事業所から継続的に購入することで単価抑制を交渉します。

② 空調設備の適正な温度管理と清掃、照明・電気機器等の省エネ運用によって電気やガス等エネルギーの消費を抑えます。

役務等の契約についてはその金額に応じて見積もり合わせや入札を適正に実施し、経費の削減に努めます。当法人の総務部では清掃、機器管理、電気管理等の役務契約については主要な施設の契約を数社の見積もり合わせ等で検討しており、当ケアプラザ単独で契約するよりも有利な条件での契約が可能です。

また、建築局保全推進課で開催する「公共建築物の保全に関する研修」や水道局サービス推進課で開催する「水まわり器具のメンテナンスセミナー」等にも今後とも積極的に参加し、最新かつ適切な情報入手に努めるとともに、横浜市節電・省エネ対策基本方針を踏まえ、省エネへの取り組みを確実に実施します。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

1. 地域活動交流事業

①こども

・夏休みに「キッズ day」を開催しています。ジュニアボランティア、民生委員児童委員協議会、登録団体ボランティアの協力者を含め一日で200名以上が参加するイベントです。

ジュニアボランティアは受付、工作指導、かき氷出し、お茶のみ場の洗い場、ダンス司会や車いす体験指導と各部屋で頑張り、キッズ day を盛り上げました。多くの子供達に参加しましたが、民生委員さんの後方支援のお陰で滞りなく開催できました。参加した子供達は、「かき氷おいしい!」「バルーンかわいい!」「車いす楽しい!」「フルーツ作り難しいけど、

できた！」等、笑顔が印象的でした。登録団体のボランティアの皆さんは車いす体験付添いのお手伝いなどを、「日頃お世話になっているから」と快く引き受けてくださいました。ボランティア協力者は年々増えています。今後も当ケアプラザに気軽に足を運んでもらえるきっかけ作りに取り組みます。



キッズ day の様子

・コロナ禍でも実施できる企画として、夏休みに「ケアプラ寺子屋」を事前予約の少人数制で企画しました。Aコースは、「プログラミング講座」で、パソコンゲームに慣れた児童向けに楽しく指導していただきました。Bコースの「日光カメラを作って写真を撮ろう」では、笹野台小学校教諭3名がボランティアとして参加、普段学校で顔なじみの先生に夏休み中に会うことができ、子ども達から感嘆の声が上がりました。

また、講師とのつながりで横浜サイエンスフロンティア高等学校天文部の学生3名がアシスタントとして参加しました。参加者が小学校1年生から5年生と年齢差がありましたが、補佐できる「目と手」があり、高校生に気軽に質問できるきめ細かいサポートで、誰も脱落することなく安心して日光カメラを制作できました。

参加した子どもたちは満足して帰り、付き添いの保護者は、質の高い企画と充実した内容に驚かれています。今後も誰もが気軽に作れる簡単な物づくり、時間に余裕がある夏休みに取り掛かれる研究テーマなどを企画します。(令和2年度に実施)



日光カメラの作成

・今までは、親子(母と子)向けの企画を平日に開催する取り組みを多く実施してきましたが、令和2年度は子育て世代の働き方の変化に伴うニーズに合わせ、横浜父親支援事業「パパ講座」を父親も参加しやすい日曜日に行いました。当ケアプラザで講座を開催し子育て家庭を支援するとともに、男性を巻き込んだ地域のつながりの場を作るきっかけづくりを行い、父親同士の交流と情報交換の場としました。

(令和2年度に実施)

・旭区子育て支援拠点と連携し、平成27年6月から月1回実施している「公園あそび」は、子育て世代の親の交流を促し、子育てによる悩みを軽減し、孤立を無くすために開催しています。参加者から、生活リズムの悩み(睡眠・食事)、お子さんの預け先、育児等の相談を受けた時は、傾聴に努め、ニーズに合った相談窓口を紹介しています。

また、令和2年11月から第4水曜日に「ひなたぼっこ出張ひろば」を実施しています。コロナ禍で親子の居場所が少なくなっているなかで、身近な地域に親子で遊ぶ居場所が増えて良かったと喜ばれました。身近に安心して参加できる場所として提供しています。



パパ講座

②高齢者

・シニアボランティアポイント登録者の活動の場

平成30年から自主事業「庭師集団ニワッシー」を立ち上げ、当ケアプラザ周囲の清掃、美化活動をしています。さらにボランティアが活動しやすい環境で取り組めるように、参加者からの意見に耳を傾け、備品の調達や新たな活動場所として、当ケアプラザ近隣の公園や自治会の清掃場所を提案し、充実感や達成感を持ち継続できるように心がけました。



庭師集団ニワッシー

野外でも安心して取り組める企画として農作業を通じて活動する事業「畑倶楽部」は、よこはまシニアボランティアポイントの対象活動となるよう横浜市健康福祉局と調整し、基本方針にそっているとポイント加算対象事業と認められました。令和2年10月



畑倶楽部

から15名が2班に分かれて活動しています。実際に農家の方に指導していただき、農作物を育てる楽しさと収穫の喜びを味わい、参加者同士の交流も図っております。今後は、認知症の方も参加できる見守りの事業としても広がっていきます。

・「シニアヨガ」は新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、2部制に変更して少人数で実施しました。(令和2年度に実施)

・身体だけではなく、脳にも健康になってもらう、脳と体のトレーニング体操、地域包括支援センターと共催の「脳育体操」も3密を避け、徹底した感染対策のなか行っています。

・当ケアプラザではウォーキング事業を行っています。コロナ禍で余計に体を動かす機会がなくなっている高齢者の引きこもり防止と仲間づくりの促進、住民同士の交流、体を動かす機会となっています。



瀬谷区和泉川水辺コース

③障害児・者分野

・笹野台地区ささえあい連絡会のグループと地域の障害理解について毎年取り組みを行っています。

・地域住民の参加を募り、「ライトセンター見学」を実施しました。視覚障害者は耳からの情報の記憶で行動しているので、危険察知がしにくい。しかし、周囲の人の理解やサポートがあれば不便さや困難さを感じないですむことを知りました。(平成30年度に実施)

・「やさしい地域の見守り」講座では、旭区生活支援センター「ほっとぽっと」の方から講話と当事者、家族の話を伺い精神障害者の当事者理解と地域で出来る見守りについて考えました。(令和元年度に実施)

・「手話講座」では、神奈川県聴覚障害者連盟から当事者と手話通訳者を招き、聴覚障害の理解や簡単な手話を教えていただきました。リズムとテンポの良い活気のある講義で参加者の興味をひく内容となりました。講師の方が事前に当ケアプラザの事を調べられるなど、受講者への配慮と引き込まれるような講義に感服しました。表情で伝えることの大切さを改めて学びました。(令和元年度に実施)

・視覚障害者の東京都公認ヘブンアーティスト、シンガーソングライターが演奏する「音楽フェスタ」を開催しました。フェスタに参加した方からは、「障害があるとは思えなかった」「障害のマイナスのイメージと違う」「美声に聞きほれた」と感想をいただきました。また、演奏者から「点字ブロックの上に物を置かないでほしい」など、体験談を伺い啓発活動が行われました。(平成30年度に実施)

・「実は怖い依存症」をテーマに NPO 法人「ギャンブル依存ファミリーセンター ホープヒル」代表を講師に招き、ゲームやスマホなどを中心に依存症の当事者及びその家族の困難と

地域の現状を知り、依存症は身近な問題であることを学びました。住民に、地域の関係機関などつなげられる場所があることを伝え、「依存症の回復は難しく、はまらないに越したことはない。家族だけで悩むのではなく、関係機関に相談すべきである」などの話を伺いました。今後も研修講座などで、障害をもつ当事者及び家族から直接話を伺うなど障害者と接する機会を設け、普及啓発活動に取り組みます。対応への準備としては、相談できる地域の関係機関の存在の周知に努めます。(令和 2 年度に実施)

・横浜市移動サービス協会と三ツ境養護学校の協力で「障害児お出かけサポート講習会」を実施しました。ボランティアのニーズがあることを地域で理解していただく機会になりました。(平成 30 年度に実施)

・NPO 法人横浜市中途障害者地域活動センターの当事者を講師に招き、エコクラフトのカトラリーケースを作りました。工房のカフェの名刺をもらい、会話が弾んでいる参加者もいらっしゃいました。作品作りが周りより遅れ焦っていた方に当事者の講師が「僕は手に力が入らないから、ゆっくり作っているよ。」とその方を気遣う声がけもあり、相互の交流を深めることが出来ました。工房アリアーレの方から、翌日工房に笑顔と笑い声があふれ、外に出向く大切さを実感できたとお礼の言葉をいただきました。(平成 30 年度に実施)



エコクラフト

④分野を超えた事業

当ケアプラザはコンサートに行きたいが遠出の出来ない方、障害を持っていることで外出できない方に生演奏にふれる機会を提供するためにコンサートを企画しています。

・毎年年末に開催しているクリスマスコンサートは総計 150 名の方が参加されます。コンサートはすべてボランティアの協力で成り立っています。演奏者は地域で活躍する方々、会場設営、鑑賞来館者の誘導は高校生、ティータイム時の飲み物用意は当ケアプラザでサークル活動されている方々にお手伝いしていただきました。

・令和 2 年度は年末コンサートとしコロナ感染症予防のため定員は例年の 3 分の 1 に減らし、30 名にしたところ早々に満員になり、キャンセル待ちが出ました。一緒に歌う参加型ではなく、音楽鑑賞に変更し、安心してお越しいただけるようにしました。楽器の説明、津軽三味線の歴史など、音楽史のお話など、とても興味深い催しとなりました。



年末コンサート

津軽三味線

⑤登録団体交流会

・当ケアプラザで毎年、登録団体交流会を開催しています。登録団体の高齢化が進み認知症の方がメンバーとして参加されている団体もあります。認知症の方が顔なじみの関係を居場

所として活動が続けられるよう、登録団体交流会で認知症について学ぶ機会を設けました。令和元年度は楽しく学べるように「認知症 456（すごろく）」をグループに分かれて実施しました。今後もユニークな取組みを通じて、認知症への理解の普及を図ります



令和元年度の登録団体交流会 「認知症 456（すごろく）」

⑥趣味探訪店（文化祭）

・例年総参加人数 500 名以上の 2 日間に渡る事業です。自主事業の発表の場、当館で活動しているサークルの発表の場を提供しています。

地域の方々にサークル活動の認知度を上げ、地域の交流の活性化を図り、ボランティア活動をお願いすることで、ボランティアの育成の場としています。



趣味探訪展（文化祭）展示会場

⑦館内の整備

・貸室を利用される方々にわかりやすく、気持ちよく安心してご利用いただくために館内の清掃と利用後の消毒を徹底して行いました。

・登録団体紹介ボードを一新し、当ケアプラザで活動する登録団体のうち、メンバー募集を希望される 52 団体が一目で分かるよう掲示しています。興味を持ち活動に参加される地域住民を増やし、活動団体の意欲につながるよう努めました。



登録団体紹介ボード



地域活動紹介ボード

⑧ 旭区内 13 ケアプラザの地域活動交流連携

・コロナ禍におけるケアプラザの取り組みとして感染予防方法、注意すべき点などに関する情報共有シートの作成をしています。旭区内の集約と質問項目の振り分け、まとめる作業をしています。

完成後は新型コロナウイルスで活動がストップして悩んでいるボランティアの方々に提供

し、支援につなげます。

⑨ よこはま西部ユースプラザとの連携

・よこはま西部ユースプラザと連携し、平成 28 年から、当ケアプラザで社会体験の機会を提供しています。サロンのお菓子作りをきっかけに、参加者が沢山いる会場に活動を広げ、自信が付き就労につながった方、広報誌などの事務作業をきっかけに短期就業体験にチャレンジされた方、高齢者施設のアルバイトに勤務された方など、ステップアップするための雇用訓練の受け皿としての役割を果たしています。

2. 生活支援体制整備事業

①カレーハウス笹野台

地域活動交流部門と共に後方支援をしています。

「カレーハウス笹野台」(笹野台地区社会福祉協議会主催)は多世代交流を目的とした食事サロンです。月 1 回夕方より、地域の方々に低価格で栄養のある手作りのカレーと一緒に食べて温かな団らんを提供し「孤食」「孤独」の予防、温かい見守りにつなげています。令和 2 年 4 月よりスタート予定でしたが、コロナ感染予防自粛により、令和 2 年 10 月より半年後の新規スタートとなりました。独居高齢者は「自分一人の為にわざわざカレーは作らない。

カレーハウス笹野台は、とてもありがたいし楽しい」というご意見や、中高生同士のお友達や、兄弟、親子連れの多くの方々が参加しています。それぞれの世代が地域に愛着を持てれば良いと感じています。地域が長年培ってきた食事サロン「笹野台昼食会」のノウハウ(＝強み)を生かし、また東笹野台「子ども食堂・かがやき食堂」運営者と当ケアプラザで企画した夏イベント「笹野台食堂(ステーキハウス)」(令和元年 8 月開催)が起爆剤となり、新たな多世代対象の食事会へと発展することができました。カレーハウス笹野台を継続するため、課題と思われることをその都度反省会を開き、解決へと結びつけるようにしています。



② ささえ愛ふじみ

平成 29 年度よりははじめた月 1 回茶話会の地域サロン。当ケアプラザとの共催によりスタートし、現在ケアプラザは後方支援として関わっています。毎月変わるお楽しみでは、ボランティアによる音楽会や体操、



地域包括支援センターによる講座や介護保険に関する相談、介護予防体操などを行い、その後お茶と共に交流を図る内容となっています。当ケアプラザまで足を運ぶことが難しい高齢者の方々にも通いやすい場所に自治会館があり、認知症の方もサポートを受けながら楽しく参加されています



③オンラインサロン交流会

新型コロナウイルス感染防止による自粛で完全に地域活動はストップしました。少しずつ活動は再開しつつも、人数制限や時間制限など様々な工夫を考えながらの活動を行っています。また、認知症カフェは全国的に見ても以前のような参加者を一堂に集めて活動する形式をとっているところはなく、リモートによる利用者ご家族との交流をメインに活動を行っているところが少数ながら存在しているぐらいです。

そこで、神奈川県による認知症カフェを対象とするipad貸与事業の情報をグループホームみんなの家・横浜金が谷に提供しました。みんなの家・横浜金が谷が神奈川県に申請し貸与されたipadを利用してリモートによる既存のサロンや個人とつながる「オンラインサロン交流会」を企画支援しました。月1回短い時間で体操などを行い、近況をお話するという内容ですが、高齢者の中にはこれからリモート操作は必要だからリモート活用講座を開いてほしいというご要望もいただいています。変わる生活様式に対応した地域活動の立ち上げと継続に向けて後方支援をしています。



④広報誌「笹野台ケアプラダより」「生活支援コーディネーターより」 記事掲載

連合自治会町内会や地区社会福祉協議会主催の大きな行事から、地域で行われている小さな活動まで、皆さんに周知したい出来事を毎月広報誌記事として掲載しています。自分のできること、興味のあること、または今皆さんご自身が行っている活動が思いがけない波及効果となって地域資源として作用していく可能性があるという“気づき”へとつながることを目指しています。地域活動、地域貢献を行っている人は、特別なことを行っているという意識は持っていないものです。その当たり前の行いが、実はとても貴重なものであり社会資源としての魅力あるものであるということを、広報誌を通して伝えていきます。

⑤協議体の設置

笹野台地区ささえあい連絡会Jグループ「高齢者交流の場の拡充」を協議体としてあげました。自治会長、地区社会福祉協議会、かがやきクラブの役員と共に、高齢者が抱える課題、地域でのお困りごとなどを話し合い、今高齢者に必要なこと、知りたいこと、興味のあるこ

などを検討し、講座や催し物を企画しています。要望が多かった「やさしい終活講座」を企画し周知まで行いましたが、コロナ自粛により延期、状況整い次第再開する予定です。また、自粛により外出がままならなくなり、身体を動かしたい、そして何より人と交流がしたい、という交流の大切さを認識し外での交流の形を考え、「健康づくりウォーキング」を企画し令和3年3月に実施を予定しています。

⑥友愛活動委員との連携

各単一かがやきクラブから5名ほど友愛活動委員として選出され、毎年登録更新されています。日頃会員の見守りを担うボランティアで、少なくとも月1回は安否確認を行っています。自然なそしてゆるやかな見守りを掲げて、無理なく継続的な見守りを行っており、民生委員児童委員との共同で行われています。年度初めに当ケアプラザにも友愛活動委員の情報を提供してもらい、孤立防止を目指す安否確認・見守りについて情報共有を行っています。

⑦旭区内生活支援コーディネーター連絡会での事業

旭区内13 ケアプラザの生活支援コーディネーターが連携し、生活支援体制整備事業の推進を行うため、次のものを企画運営いたしました。

・旭区食品スーパー・ドラッグストア配達サービス一覧

旭区内のスーパー・ドラッグストアのインフォーマルサービス内容をエリアごとに調べ、一冊の冊子としてまとめました。配達内容や利用条件、利用料など内容が盛り込まれています。

・旭区サロン連絡会フェスティバル

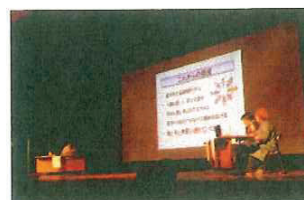
集いの場で参加者のお楽しみとして演芸を披露するボランティアの情報が欲しいという施設や地域からの要望で実現したフェスティバルで、平成30年11月9日二俣川地域ケアプラザにて行われました。笹野台地区からは声楽・ギター・フルートで奏でる“ヴォロンタリー”に参加依頼、約20団体の演芸、展示、手作りコーヒーなどが提供、披露され、それを必要としている施設運営者、地域活動者が見学して面談マッチングを行う流れで実施し、その後ボランティアの依頼と交流が続くこととなりました。

・生活支援体制整備事業フォーラム「やっちゃえサロン！！」

企画、立案から手掛け、地域住民だけでなく企業も含めた地域の繋がりを重視して2回シリーズとして、神奈川県社会福祉協議会主催（旭区役所、旭区社会福祉協議会、旭区内13地域ケアプラザ共催）で、令和元年11月6日と12月3日に実施しました。

11月6日は旭区公会堂にて登壇発表形式で行われ、生活支援体制整備事業“交流・居場所”を実現するために「空き家」「野外」「自宅」「店舗」の4種類の場所で実際にサロンを運営している方に事例発表をしてもらいました。笹野台地区からは自宅サロン代表として「さくら会」代表者に自宅サロンをつくる

コツや注意点などを発表してもらい、実際に見学してみたい、私も自宅を開放してサロンをつくってみたい、という多くの反響がありました。後日談として、「さくら会」代表者は、



当たり前のことをやっているだけなのに、なぜこんなに反響があるのかが分からないと感想を述べていましたが、当たり前の地域活動は実はとても貴重な社会資源となっていてそれが波及していくことを目的としていたので、とても効果的なフォーラムとなりました。

12月3日は横浜市旭区民文化センター・サンハートで行われ、企業による地域貢献の形を、事例発表とパネルディスカッション形式で進めていきました。介護事業所、葬祭業、金融機関など、その業界ならではの工夫された地域貢献がとても興味深いという参加者の意見が多くあり、企業同士、企業と地域の交流の場が提供できました。笹野台地区からは、みんなの家・横浜金が谷が運営する認知症カフェ「オレンジカフェ」の事例発表を依頼し、地域への認知症理解と認知症介護の家族と地域交流の大切さと軌道に乗せるまでの難しさを発表してもらいました。



⑧笹野台地域ケアプラザエリア インフォーマルサービス 一覧表

当ケアプラザ地区にあるインフォーマルサービスの一覧表を作成し、近隣介護事業所のケアマネジャーに提供しました。今まで作成されることのなかった資料で、地域包括支援センターの提案により一覧表作成へと至りました。ケアマネジャーにとってインフォーマルサービス情報は大切なものであり、一覧表を作成することで業務の手助けとなることが分かりました。近隣介護事業所ケアマネジャーから情報提供についてご好評をいただき、また地域住民にも一覧表を提供することで、掲載されたかがやきクラブに入会希望する高齢者も現れ、今後も一覧表を更新し多方面に情報発信していきます。

3. 地域包括支援センター運営事業

①総合相談

・ご相談への対応：令和元年度 相談件数 1,115 件/年

ご相談件数は年々増加しております。分野(高齢・障害・子ども・生活困窮など)にとらわれず、地域で最も身近な相談窓口として地域住民からの相談に対応しました。本人やご家族からのご相談に限らず、民生委員児童委員協議会等地域の方々からの相談にも対応し、必要に応じて子ども家庭支援課や高齢障害支援課、基幹相談センター、医療機関などと連携しました。

いわゆる 8050 問題、精神障害者の方など、多問題ケースにも関係機関と連携をして対応しました。

また、ご自宅で看取りを希望する方が増えており、時間の限られるなかでできるだけ早くご自宅で穏やかに生活を送ることができるよう、近隣の介護事業者と密に連携し迅速に対応しました。

消費者被害・特殊詐欺に関する相談には、横浜市消費生活総合センターと連携したクーリングオフの支援、旭警察署と連携した対応などを行いました。また、個別の状況について介護保険事業者等の本人に関係する支援者と情報共有を行い、被害防止に努めています。

認知症や精神障害の方が成年後見制度を必要とする相談を本人や家族、担当のケアマネジャーから受けました。制度利用に向けた助言、弁護士・司法書士など専門職との連携、申し立て書類の作成支援などの対応を行い、成年後見制度につなげました。

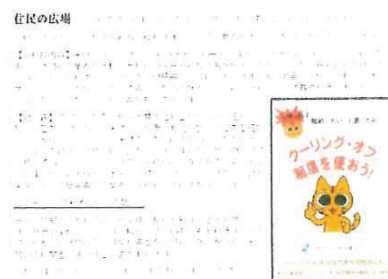
・総合相談機能の周知

平成 30 年度、令和元年度に福祉講演会にて笹野台地区社会福祉協議会と共催して寸劇『ケアプラザってなあに?』を実施しました。地域の高齢者からの相談とその対応の実際をオリジナルの寸劇台本として作成し地区社協役員の皆さまとケアプラザ所長・5 職種が寸劇を演じ、福祉講演会参加者へ当ケアプラザ相談機能の周知を図りました。



福祉講演会での寸劇

笹野台地区社会福祉協議会が四半期ごとに地域住民向けに発行する『ささのだいニュース』の記事として、平成 30 年度から地域包括支援センターの相談対応事例を掲載いただいています。地域住民に身近な内容を取り上げ、困りごとのある方、支援を必要とする方が「相談してみよう」と思っただけのように努めています。



ささのだいニュース掲載記事

②認知症普及啓発活動

・地域サロン、総合病院、笹野台地区民生委員・児童委員協議会で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方への理解と対応方法について広く学んでいただきました。

・当ケアプラザでは小学生、中学生（職業体験）向けに独自のプログラムを作成し認知症サポーター養成講座を開催しました。

・令和元年度に笹野台地区保健活動推進員と共催で認知症サポーター養成講座を開催し認知症の方への対応を学ぶ寸劇を保健活動推進員に演じて頂くなど、地域住民向けの普及啓発を地域組織と連携して実施しました。(令和 2 年度はコロナ感染拡大の影響で中止)

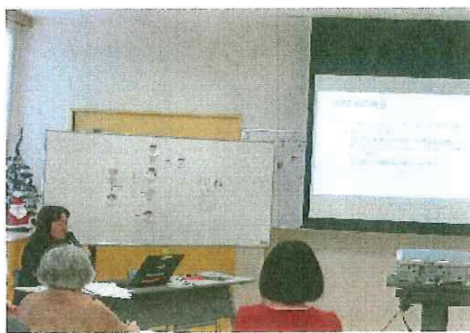


小学生向け
認知症サポーター養成講座

・平成 30 年度、令和元年度に旭区郵便局職員と本局職員向けに合計 4 回認知症サポーター養成講座を旭区内地域ケアプラザの社会福祉士と共催で行い、SOS ネットワーク発見協力機関となった郵便局との連携強化に努めました。本取り組みを通して所管地域の金が谷郵便局から認知症の方のご相談を受けるなど、日々の連携につながっています。

③権利擁護普及啓発活動

・旭区版エンディングノートを活用して高齢者の権利擁護につなげる目的で平成30年度から毎年『備える講座』を実施しました。弁護士や司法書士を講師に招き相続・遺言・高齢期の財産管理、成年後見制度などについての講義、各分野の専門家を講師に招き高齢期の住まい、高齢期の片付け、もしものときの救急対応など、地域住民のニーズを踏まえた様々なテーマで講座を実施しました。



司法書士による講座

・笹野台地区消費生活推進員と共催で消費者被害や特殊詐欺被害の防止を目的に講座を実施しました。



消費生活推進員と共催
消費者被害防止講座

④精神障害の理解講座

当ケアプラザ地区内には、精神科総合病院のほうゆう病院があります。ほうゆう病院が運営するデイ케어もあり、地域の方の精神障害に対する意識は高いと感じます。精神科の専門職、精神障害者を支援している方の講義により、地域の方への精神障害の普及啓発に努めています。

・年3回行われる川井地域ケアプラザ、若葉台地域ケアプラザとの3ケアプラザ連絡会ではケアマネジャー向けに精神障害の理解を深める講座をほぼ毎年開いています。

・高齢・障害支援課と共催で支援に携わっているケアマネジャー、施設・事業所などの職員、地域の支援者（民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア、自治会町内会役員など）を対象に地域精神保健福祉講座を開催し、精神障害の基礎知識と精神障害者への支援の仕方を学びました。

⑤医療・介護との連携

・医療機関との顔の見える関係性の構築のため、毎月発行の当ケアプラザ広報誌「笹野台ケアプラダより」を地域の医療機関（病院、歯医者、薬局等）に訪問して手渡しで配布して

います。ほうゆう病院、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の医療相談室および、ひかりが丘内科・在宅クリニック、ゆう在宅クリニック、めぐみ在宅クリニックなどの在宅療養支援診療所、旭区在宅医療相談室とは緊密に連携して要介護者の情報共有を行い適切な支援を行えるようにしました。

・ケアマネジャーや介護保険事業所と地域の医療関係機関が顔を合わせ、つながりづくりと情報交換を行う場として平成30年度に『笹野台地域ケアプラザ事業者連絡会』を実施し、その後のスムーズな連携につながるよう努めました。



笹野台地域ケアプラザ事業者連絡

・横浜旭中央総合病院と連携した市民公開講座の実施

横浜旭中央総合病院医療連携室と共催し、地域住民に身近な疾患をテーマに予防の仕方や罹患しても増悪しないように学ぶ機会として、市民公開講座(4回/年)を開催しています。

⑥介護予防事業

一般高齢者や要支援の認定を持つ高齢者に対し、介護予防の知識と技術を学ぶ機会を定期的に提供し、高齢者が自発的に健康活動や介護予防活動に取り組める事を目指しています。地域の多くの方が、ご自身で「介護予防」に取り組むということが大事と考えている方が多く、サブタイトルとして「元気に介護予防」としております。

・「GoGo 健康第1弾」「GoGo 健康第2弾」

栄養講座や運動講座、口腔講座、認知症予防講座等の幅広い内容で活動し、年間で2クール開催しており、登録者数40名超の好評事業となっています。

・理学療法士の先生による健康チェック

理学療法士の指導の下体力測定を行い結果は当日処理しお渡し、介護予防の大切さを理解していただいています。毎年20名ほどの参加があり今後も継続していきます。



理学療法士の先生による
健康チェック

・地域グループ育成支援ハマトレ体操

地域の介護予防に取り組んでいるグループの代表やお世話役に声かけし、ハマトレ体操を通じて、介護予防の大切さ・仲間で活動する意味を再確認し、活動内容の情報交換を行っています。

・歩きながら筋トレ

一人でも出来る簡単な運動として歩くことを取り上げ、正しい姿勢を意識しながら、歩くことで筋力がつき関節窩柔軟性が高まり、徐々に歩幅が広がり早く歩けるようになることを目標に年3回ほどの教室開催をし、自主練習の結果を発表していただいています。



歩きながら筋トレ

・出前講座

当ケアプラザの事業には遠くてなかなか参加できないという地域に出向き、地域の方々にとって身近な自治会町内会館を会場に、講座開催に取り組んでいます。

「弥生会・岸本自治会」「オレンジ会・仙寿会・南笹野台自治会」で介護予防講座、認知症サポーター養成講座等地域のニーズを把握して、事業計画を立て、当ケアプラザと顔の見える関係作りに取り組んでいます。また、日頃の生活習慣や健康、介護予防について考えるきっかけ作りの場を継続的に提供しています。



出前講座（笹野台会館）

⑦地域ケア会議

・個別レベル地域ケア会議を年4回開催しました。

個別支援課題について方向性の合意が得られ、その中から「認知症の方々を地域で支える仕組みづくり」「買い物困難者の支援」「ゴミ出し支援」「精神疾患の方に対する理解と支援の在り方」「生活困窮により在宅生活継続困難」などの地域課題が得られました。これらを検討した結果、民生委員児童委員を中心とした地域住民の見守りネットワークの構築、移動販売の模索、認知症サポーター養成講座の実施、精神障害講座の実施、行政と協力して生活支援課へつなげるなどを実施しました。

・包括レベル地域ケア会議を年2回開催しました。

令和2年度の地域ケア会議では生活支援コーディネーターが作成した笹野台地域ケアプラザエリアのインフォーマルサービスの冊子を地域の支援者（地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会町内会役員など）と地域の要介護者を支援しているケアマネジャーに配布し、インフォーマルサービスの周知と利用を呼びかけました。



地域ケア会議 包括レベル

(2) 職員配置状況について

前期の指定期間における職員配置の実績を記載してください。

平成 29 年度から平成 31 年度までの常勤職員配置補充率は以下の通りです。

配置基礎数

所長及び 5 職種 計 6 名×3 年間＝計 6570 日

配置実績

所長 1095 日（欠員なし）

地域交流コーディネーター 1095 日（欠員なし）

生活支援コーディネーター 914 日（H30. 1. 1-H30. 6. 31 181 日欠員）

主任ケアマネジャー 1065 日（H29. 4. 1-H29. 4. 30 30 日欠員）

社会福祉士 1095 日（欠員なし）

保健師 1095 日（欠員なし）

計 6359 日

充足率 6359 日/6570 日＝96. 78%